泊村地域防災計画

（本　　編）

泊村防災会議

用　語　例

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
防災会議	泊村防災会議
本部	泊村災害対策本部
本部長	泊村災害対策本部長
災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

目　　次

第１章　総　　則

第１節　計画策定の目的……１
第２節　計画の構成……１
第３節　計画推進に当たっての基本となる事項……１～２
第４節　計画の修正要領……２
第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱……２～５
第６節　住民及び事業者の基本的責務等……６～８

第２章　泊村の概況

第１節　地勢……９
第２節　気候風土及び災害……９

第３章　防災組織

第１節　防災会議……10
第２節　災害対策連絡本部……11～12
第３節　災害対策本部……13～18
第４節　住民組織等への協力要請……18

第４章　気象業務に関する計画

第１節　気象業務組織……19～20
第２節　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報……20～32

第５章　災害予防計画

第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画……33～35
第２節　防災訓練計画……35～36
第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画……36
第４節　相互応援（受援）体制整備計画……37
第５節　自主防災組織の育成等に関する計画……38～40
第６節　避難体制整備計画……40～44
第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画……45～47
第８節　情報収集・伝達体制整備計画……47～48
第９節　建築物災害予防計画……48
第１０節　消防計画……48～50
第１１節　水害予防計画……50～51

第１２節　風害予防計画……51
第１３節　雪害予防計画……52～53
第１４節　融雪災害予防計画……53～54
第１５節　高波、高潮災害予防計画……54～55
第１６節　土砂災害の予防計画……55～56
第１７節　積雪・寒冷対策計画……56～58
第１８節　複合災害に関する計画……58
第１９節　業務継続計画……58～59

第６章　災害応急対策計画

第１節　災害情報収集・伝達計画……60～71
第２節　災害通信計画……72～74
第３節　災害広報・情報提供計画……74～76
第４節　避難対策計画……76～84
第５節　応急措置実施計画……84～86
第６節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画……86～90
第７節　広域応援・受援計画……90～92
第８節　ヘリコプター等活用計画……92～93
第９節　救助救出計画……96～94
第１０節　医療救護計画……94～96
第１１節　防疫計画……96～98
第１２節　災害警備計画……98～99
第１３節　交通応急対策計画……99～104
第１４節　輸送計画……104～105
第１５節　食料供給計画……105～106
第１６節　給水計画……106～107
第１７節　衣料、生活必需物資供給計画……107～108
第１８節　石油類燃料供給計画……109
第１９節　電力施設災害応急計画……109～111
第２０節　上下水道施設対策計画……111～112
第２１節　応急土木対策計画……112～113
第２２節　被災宅地安全対策計画……113～115
第２３節　住宅対策計画……116～118
第２４節　障害物除去計画……118～119
第２５節　文教対策計画……120～122
第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画 …… 122～123
第２７節　家庭動物等対策計画……123～124
第２８節　廃棄物等処理計画……124～125

第２９節　災害ボランティアとの連携計画……125～126
第３０節　労務供給計画……126～127
第３１節　職員派遣計画……127～128
第３２節　災害救助法の適用と実施……128～130

第７章　地震災害対策計画…… 131

第８章　原子力災害対策計画……132

第９章　事故災害対策計画
第１節　海上災害対策計画（海難対策計画）……133～136
第２節　海上災害対策計画（流出油等対策計画）……137～140
第３節　航空災害対策計画……140～143
第４節　道路災害対策計画……144～148
第５節　危険物等災害対策計画……149～154
第６節　大規模停電災害対策計画……155～157
第７節　大規模な火事災害対策計画……158～161
第８節　林野火災対策計画……161～166

第１０章　災害復旧・被災者援護計画
第１節　災害復旧計画……167～168
第２節　被災者援護計画……168～171

（参考資料）
１．泊村防災会議条例……172～173
２．泊村災害対策本部条例……174
３．泊村防災会議委員名簿……175

第１章　総　　則

第１節　　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、泊村防災会議が作成する計画であり、泊村の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本村における防災の万全を期することを目的とする。

第２節　　計画の構成

泊村地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

１　地震・津波計画編
２　原子力防災計画編
３　資料編
４　原子力防災計画退避等措置計画編
５　原子力防災計画資料編

第３節　　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成 21 年条例第 8 号）第 3 条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2. 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに村、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

3. 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図る

ため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第４節　　計画の修正要領

泊村防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
3. 新たな計画を必要とするとき
4. 防災基本計画の修正が行われたとき
5. その他泊村防災会議会長が必要と認めたとき

なお、機関名称や役場の機構改革による役職名の変更など、軽微な修正等については、随時行うこととする。

第５節　　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

泊村防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

	機関名	事務又は業務
指定地方行政機関	小樽開発建設部 岩内道路事務所	1. 国道の整備及び災害復旧に関すること。
	小樽海上保安部	1. 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 2. 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 3. 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 4. 海上における人命の救助に関すること。 5. 海上交通の安全確保に関すること。 6. 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 7. 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	北海道農政事務所	1. 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等。

	機関名	事務又は業務
	札幌管区気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3. 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。 4. 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の医療の心得などの周知・広報に関すること。 5. 村が行う避難勧告などの判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。 6. 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 7. 村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
	森林管理局	1. 林野火災の予防対策計画の策定及び未然防止に関すること。 2. 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3. 災害時において、緊急復旧用材の需要が増大した場合に供給を行うこと。
北海道	後志総合振興局 （後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所と後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室が所管する業務を除く）	1. 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 2. 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 3. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 4. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 5. 市町村及び指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 6. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 （岩内保健所）	1. 災害時における医療、防疫について必要な連絡調整、援助及び指導に関すること。
	後志総合振興局 小樽建設管理部 共和出張所	1. 所管する道路、河川、沿岸、漁港の維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。

	機関名	事務又は業務
北海道警察	札幌方面岩内警察署 （泊駐在所）	1. 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等に関すること。 2. 災害の警報等の伝達及び災害情報の収集を行うこと。
泊村		1. 泊村防災会議に関する事務を行うこと。 2. 防災に関する組織の整備を図ること。 3. 村の所管に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 4. 防災に関する食糧の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 5. 要配慮者の養護に関すること。 6. ボランティアの受け入れに関すること。
泊村教育委員会		1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 2. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
岩内・寿都地方消防組合消防署 泊支署、泊消防団		1. 災害時における消防及び水防活動等に関すること。 2. 災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 3. 災害時における住民の避難、誘導及び救助に関すること。 4. 災害時における危険地帯の警戒に関すること。
指定公共機関	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	1. 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力株式会社 岩内ネットワークセンター	1. 電力供給施設の防災対策に関すること。 2. 災害時における電力供給の確保に関すること。
	郵便局株式会社 村内郵便局	1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 2. 郵便の非常取扱を行うこと。 3. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
	日本赤十字社北海道支部 （泊村分区）	1. 災害時救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 2. 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整を行うこと。 3. 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
	日本通運株式会社 小樽支店物流センター	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。

	機関名	事務又は業務
	株式会社NTTドコモ北海道支社 KDDI株式会社北海道総支社 ソフトバンク株式会社	1. 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
指定地方公共機関	社団法人岩内古宇郡医師会	1. 災害時における緊急医療に関すること。
公共的団体及び防災上必要な施設の管理者	古宇郡漁業協同組合	1. 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の連絡に関すること。 2. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3. 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 4. 災害時における組合員の被害調査に協力すること。
	泊村商工会	1. 災害時における物価の安定及び救援物資等の確保について協力すること。 2. 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資及びその斡旋に関すること。
	茅沼診療所	1. 災害時における緊急医療の実施に関する。
	泊村各地域会	1. 災害時における住民相互の連携、協力に関すること。 2. 災害時に住民相互の奉仕、協力に関すること。
	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	電気通信事業者	1. 災害時における電気通信の確保についての支援に関すること。
	建設業協会	1. 災害時における応急対策業務を行うこと。
	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	1. 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 2. 災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 3. 泊村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

第６節　　住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

1. 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的には、「自分は大丈夫」という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア．避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ．最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備

ウ．隣近所との相互協力関係のかん養

エ．災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ．防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ．地域会における要配慮者への配慮

キ．自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク．保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

ア．地域における被災状況の把握

イ．近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ．初期消火活動等の応急対策

エ．避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

オ．道・村・防災関係機関の活動への協力

カ．自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民にこれに応ずるよう努めるものとする。

2. 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア．災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定

イ．防災体制の整備

ウ．事業所の耐震化・耐浪化の促進

エ．予想被害からの復旧計画策定

オ．防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

カ．燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

キ．取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア．事業所の被災状況の把握

イ．従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ．施設利用者の避難誘導

エ．従業員及び施設利用者の救助

オ．初期消火活動等の応急対策

カ．事業の継続又は早期再開・復旧

キ．ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 災害時の緊急事態や布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 106 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう求めるものとする。

3. 住民及び事業者による地域内の防災活動の推進

(1) 村内の一定の地域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地域住民等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 地域住民等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として、防災会議に提案するなど、当該地域の市町村との連携に努めるものとする。

(3) 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画案を踏まえて本

計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

(4) 村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、本村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4. 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第２章　　泊村の概況

第１節　　地　勢

本村は後志総合振興局管内の北西部、積丹半島の南西部に位置し、東は東経 140 度 35 分 28 秒、西は東経 140 度 26 分 45 秒、南は北緯 43 度 1 分 35 秒、北は北緯 43 度 9 分 25 秒に位置し、北西に神恵内村、北東は古平町、南東に共和町が隣接、南西は日本海に面して背後には連山がおおいかぶさっている。

その面積は東西 11.8ｋｍ、南北 14.6ｋｍの 82.28ｋ㎡である。

第２節　　気候風土及び災害

本村は北海道の南部、後志管内北西部にあって、北東は 800m前後の山岳が連なり、南北に傾斜して海岸線に至り、玉川、モヘル川、盃川などの諸河川が日本海に貫流している。沿岸沿いの国道 229 号を中心として５つの集落が形成され、背後は急峻な山岳におおわれて総面積の約 85%が森林で占められている。そのため、平坦地が少なく農耕地はわずか約２ｋ㎡である。

地質は、河川流域が沖積層土砂、海岸線は砂質土壌が主となっている。

気候は、日本海の海流の影響を受けて比較的温暖であり、年間の平均気温は 8～9 度、降水量は年間 1,000 ㎜程度である。春夏季は南東の風、冬季は北西の風が多く、初霜は 11 月中旬、根雪は 12 月中旬、融雪は 3 月中旬が通例で気象条件に恵まれている。

1. 過去の主な災害記録

災害の種類は大別して火災、波浪、漁船の遭難、水害等によるもので過去の主な災害の発生状況は資料２－２－１－１のとおりである。

第３章　　防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第１節　　防災会議

泊村防災会議は、村長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項の規定に基づき制定された泊村防災会議条例(昭和 37 年泊村条例第 11 号)第 3 条第 5 項に定める者を委員として組織するものであり、その掌握事務としては、本村における防災計画を作成し、その推進を図るとともに、災害情報の収集及び災害対策の機関相互間の連絡調整を行うものである。

1. 構成

- 会長 泊村長
  - 指定地方行政機関
    - 小樽開発建設部岩内道路事務所長
    - 小樽海上保安部長
    - 後志森林管理署長
  - 北海道
    - 後志総合振興局地域創生部地域政策課主幹
    - 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長
    - 後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所長
  - 北海道警察
    - 札幌方面岩内警察署長
  - 泊村
    - 副村長
    - 総務課長
    - 財政課長
    - 保健福祉課長
    - 住民生活課長
    - 産業課長
    - 建設水道課長
  - 泊村教育委員会
    - 教育長
  - 岩内・寿都地方消防組合
    - 消防署泊支署長
    - 泊消防団長
  - 指定公共機関
    - 東日本電信電話株式会社　北海道事業部　災害対策室長
    - 北海道電力株式会社　岩内ネットワークセンター長
    - 日本通運株式会社　小樽支店物流センター所長
  - 指定地方公共機関
    - 社団法人岩内古宇郡医師会長
  - 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

2. 運営

泊村防災会議条例の定めるところによる。

第２節　　災害対策連絡本部

1. 緊急課長会議

村長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、緊急課長会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

2. 災害対策連絡本部

(1) 設置

村長は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し、必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策連絡本部設置基準	
地震・津波	・震度５弱又は５強の地震が発生したとき。 ・「津波警報」が発表されたとき。 ・地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
風水害	・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・避難勧告、孤立集落の発生等により、応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
大事故等	
海上災害	・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
航空災害	・離着陸事故等で人的被害が発生したとき。 ・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき。
道路災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
危険物等災害	・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模災害	・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

(2) 組織等

ア．組　織

連絡本部の組織は、図１のとおりとする。

図１．災害対策連絡本部組織系統図

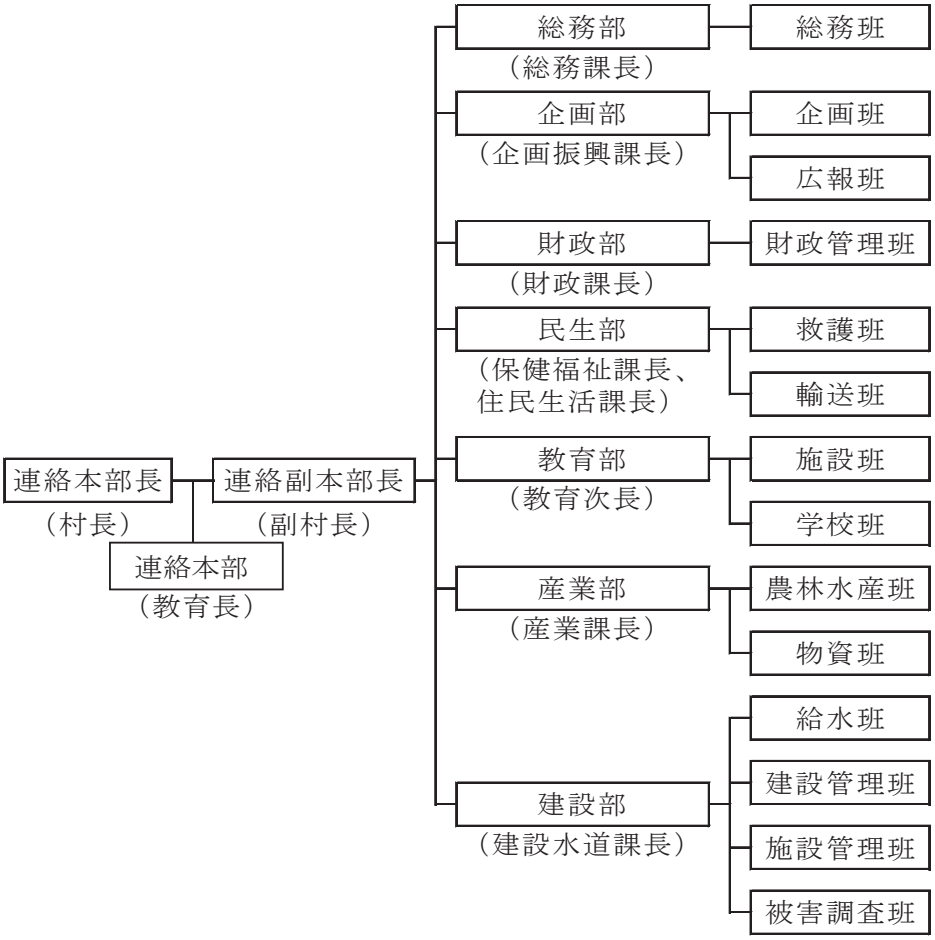

注　災害の状況により一部の班を設置しないことができる。

イ．業務分担

連絡本部の業務分担は、災害対策本部の業務分担に準ずる。

(3) 廃　　止

村は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡本部を廃止する。

また、村は、基本法 23 条の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、連絡本部を廃止する。

第３節　　災害対策本部

災害発生に対処する災害対策本部（以下「本部」という。）の組織等については、次に定めるところによる。

1. 村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

（1）設置

本部は、基本法第 23 条の 2 の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、村長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準		
地震・津波		・震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ・特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 ・地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
風水害		・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害		・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
大事故等		
	海上災害	・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
	航空災害	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
	道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
冷(湿)害		・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

(2) 組　　織

本部の組織は、図１のとおりとする。

図１．災害対策本部組織系統図

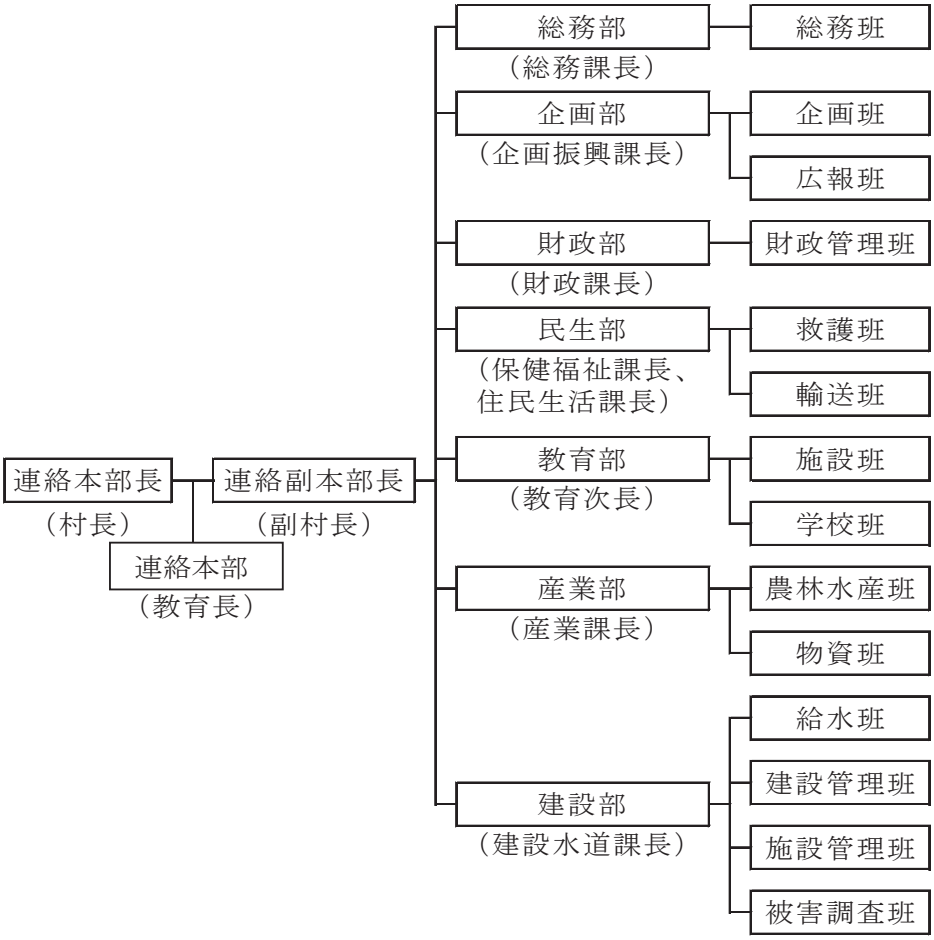

(3) 運　　営

本部の運営は、泊村災害対策本部条例（昭和３７年条例第１２号）の定めるところによるものとする。

泊村災害対策本部条例　　資料　３－３－１－１

(4) 業務分担

災害発生に対処する本部の業務分担（図２）は次のとおりとする。

図２．業務分担表

部	班	所　　掌　　業　　務
総務部	総務班	1. 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 2. 自衛隊の派遣要請に関すること。 3. 災害に係る国・道への報告及び要請（災害救助法の適用等）に関すること。 4. 防災会議に関すること。 5. その他、他の部・班に属さないこと。
企画部	企画班	1. 災害対策本部の運営に関すること。 2. 庁内非常配備体制の伝達・調整に関すること。 3. 災害情報、気象情報伝達に関すること。 4. 災害対策の業務計画に関すること。 5. 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 6. 被災地との連絡・交通網の確保に関すること。 7. 各部との連絡調整に関すること。
	広報班	1. 災害広報の企画及び実施に関すること。(非常警報、避難勧告、避難解除等) 2. 災害報道記事及び災害写真等の収集に関すること。 3. 災害対策活動の記録に関すること。 4. 報道機関との連絡調整に関すること。
財政部	財　政 管理班	1. 災害対策の予算措置及び経理に関すること。 2. 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3. 災害対策用物資の出納に関すること。
民生部	救護班	1. 避難所の開設及び避難者の誘導、収容に関すること。 2. 被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること。 3. 日本赤十字社北海道支部の救助活動の連絡調整に関すること。 4. 生活必需物資・義援金品の受け付け及び配分に関すること。 5. 医療機関に対する協力要請に関すること。 6. 被災者に対する応急医療に関すること。 7. 防疫計画の作成及びその実施に関すること。 8. じん芥収集、し尿の汲み取り、その他環境衛生の確保に関すること。 9. 死体の収容及び埋葬に関すること。 10. 住民組織の協力要請に関すること。 11. 炊き出しによる食糧の確保に関すること。 12. ボンラティアの受け入れに関すること。 13. ペット動物の収容調整。 14. その他被災者の福祉・保健衛生にかかる応急対策に関すること。 15. 要配慮者の救助に関すること。
	輸送班	1. 輸送車両の確保に関すること。 2. 救援・救護物資及び避難者の輸送に関すること。 3. 救援・救護物資及び避難者の輸送記録に関すること。

部	班	所　　掌　　業　　務
教育部	施設班	1. 避難所の設営に関すること。 2. 教育施設の応急対策に関すること。 3. 文化財等の応急対策に関すること。
	学校班	1. 児童・生徒の避難及び教護に関すること。 2. 災害時における応急教育に関すること。 3. 学用品の調達・支給に関すること。 4. 災害時における学校給食に関すること。 5. 各小・中学校との連絡調整に関すること。 6. 社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。
産業部	農林水産班	1. 農林水産業災害に対する応急措置及び復旧事業に関すること。 2. 被災業者に係る救護対策に関すること。 3. 治山・治水対策に関すること。 4. 災害時における物価抑制に関すること。 5. 観光入込客対策に関すること。
	物資班	1. 応急食糧の供給計画の作成及び炊き出しの実施に関すること。 2. 生活必需物資の調達及び供給に関すること。 3. 救援・救護物資の調達及び供給に関すること。 4. 災害対策及び災害復旧に係る応急資機材の調達に関すること。
建設部	給水班	1. 災害時の飲料水の確保に関すること。 2. 避難所及び断水地域の給水に関すること。 3. 水道施設の応急措置及び復旧事業に関すること。
	建設管理班	1. 応急資材の需給計画の作成及び実施に関すること。 2. 災害時における土木建設用機械等の運用計画及び実施に関すること。 3. その他災害時における復旧事業の実施及び被害調査に関すること。
	施設管理班	1. 道路、橋梁、河川、海岸、港湾、公共施設等の応急措置に関すること。 2. 被害地の交通不能箇所の応急措置に関すること。 3. 障害物の除法に関すること。 4. その他災害時における復旧事業の実施に関すること。
	被害調査班	1. 被害調査の収集及び被害状況の記録に関すること。

(5) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に設置する。

(6) 廃止

村長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

(7) 通知

村長は、本部を設置したときは、直ちに本部員及び北海道（後志総合振興局）など関係機関に通知するとともに、本部標識を掲示するものとする。

なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。

(8) 配備基準等

非常配備の区分、体制、配備時期、配備内容の基準については、次のとおりとする。

非常配備に関する基準

区　分	体　制	配　備　時　期	配　備　内　容
連絡本部の設置前	第1非常配備	1. 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。 2. 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。	情報収集・連絡のため、少数人員をもってあてるもので、気象等の状況により、さらに次の配備に移行できる体制。
連絡本部の設置後	第2非常配備	災害対策連絡本部設置基準による。	連絡本部の各部の所要人員をあてるもので、発生と同時にそのまま非常活動が開始できる体制。
災害対策本部の設置後	第3非常配備	災害対策本部設置基準による。	災害対策本部の全員をもってあたり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制。

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする

(9) 職員の配備体制

ア．連絡本部設置前

（ア）第１非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

（イ）第１非常配備に関わる指揮監督は、各部局長が行う。
なお、総括は副本部長が行う。

イ．連絡本部設置後

（ア）連絡本部長は、連絡本部の設置を決定したときは、直ちに第２非常配備体制をとるよう各班長に通知する。

（イ）各班長は、連絡本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第２非常配備体制をとる。

ウ．災害対策本部設置後

（ア）災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに第３非常配備体制をとるよう各班長に通知する。

（イ）各班長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第３非常配備体制をとる。

(10) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

(11) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、村及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくことが望ましい。

(12) 村長の職務の代理

災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る村長の職務に関して、村長に事故あるときは、副村長がその職務を代理する。

なお、副村長が不在等の場合は、総務課長がその職務を代理する。

2. 放射性物質の大量の放出により生ずる場合の災害対策本部の設置等については、1の規定にかかわらず「泊発電所周辺地域原子力防災計画」に定めるところによるものとする。1の(1)のアの後段の規定は緊急に災害対策本部を設置する場合において準用する。

第４節　　住民組織等への協力要請

災害時において、応急活動を円滑かつ迅速に実施するため村長（本部長）は、災害の状況により必要と認めた場合は各住民組織等に対し、協力を求めるものとする。

1. 各住民組織に対し協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。
   (1) 災害現場における負傷者の応急手当
   (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話
   (3) 義援金品の募集及び整理
   (4) 本部が行う人員・物資の輸送
   (5) その他、救援活動に必要で村長（本部長）が協力を求めた事項。

協力依頼の住民組織　　資料　３－４－１－１

第４章　　気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第１節　　気象業務組織

1. 予報区と担当官署

(1) 一般予報区

北海道における予報区は、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と７つの府県予報区に分かれている。泊村の府県予報区を担当する官署は次のとおりである。

府県予報区名称	区　　域	担 当 官 署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

また、泊村が含まれる細分区域は次のとおりである。

一次細分区域	二次細分区域	市町村等をまとめた地域
後志地方	泊村	後志西部

天気予報は一次細分区域単位で発表し、気象警報・注意報は二次細分区域単位で発表される。市町村をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するための区域である。

(2) 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を１２に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち札幌管区気象台が担当する区域は以下のとおりである。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	地方海上予報区の海域名	細分海域名
札幌管区気象台	日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン東方海上、サハリン西方海上、網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上
	北海道南方及び東方海上	北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、檜山津軽沖

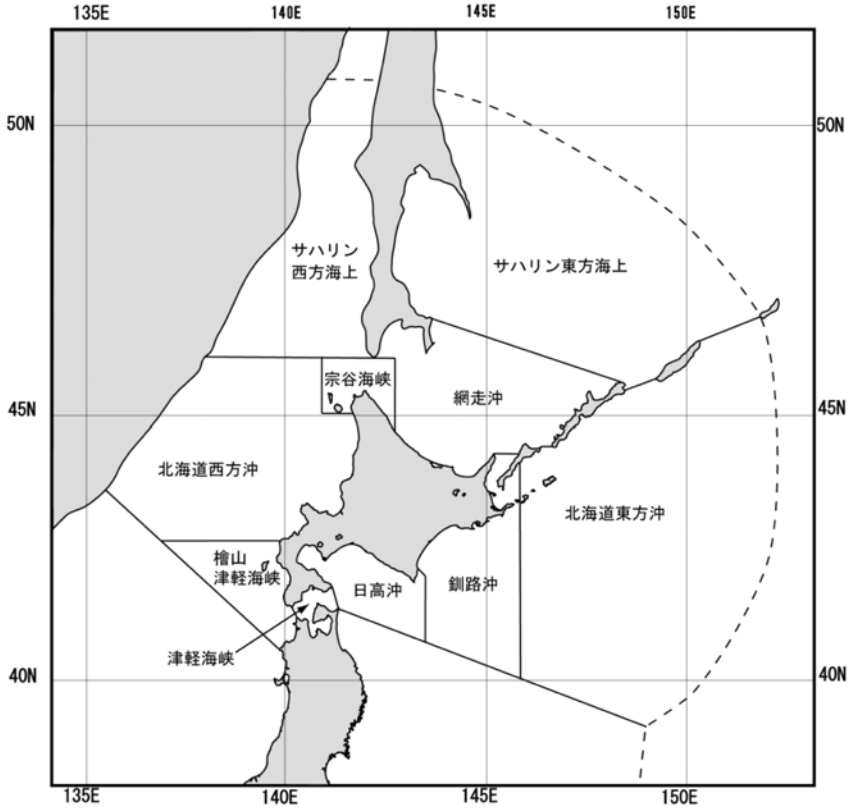

第２節　　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号）水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）、及び消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）の規定に基づき行うもので、特別警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア．気象等に関する特別警報

警報等の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成 26 年 9 月 11 日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、</td><td>暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
</table>

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ．気象に関する警報・注意報

（ア）気象警報（別表１参照）

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

（イ）気象注意報（別表１参照）

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ　高潮警報及び注意報（別表１参照）

高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

エ　波浪警報及び注意報（別表１参照）

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ　洪水警報及び注意報（別表１参照）

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民自らが行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	氾濫発生情報	（大雨特別警報（浸水害））※3	（大雨特別警報（土砂災害））※3
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※4
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1			

※1　可能な範囲で発令。

※2　緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令。

※3　大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋燃性が極めて高い警戒レベル５相当情報〔洪水〕や警戒レベル〔土砂災害〕として運用する。ただし、村長は警戒レベル５ の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4　「極めて危険」については、現行では、避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

注 1）村長が発令する避難勧告等は、村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

なお、気象業務法第 15 条の 2 の規程に基づき、気象等に関する特別警報の通知を受けた村長は、直ちにその通知された事項を住民及び所在の官公署に周知させる措置を講じなければならない（法定義務）。

※周知する措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

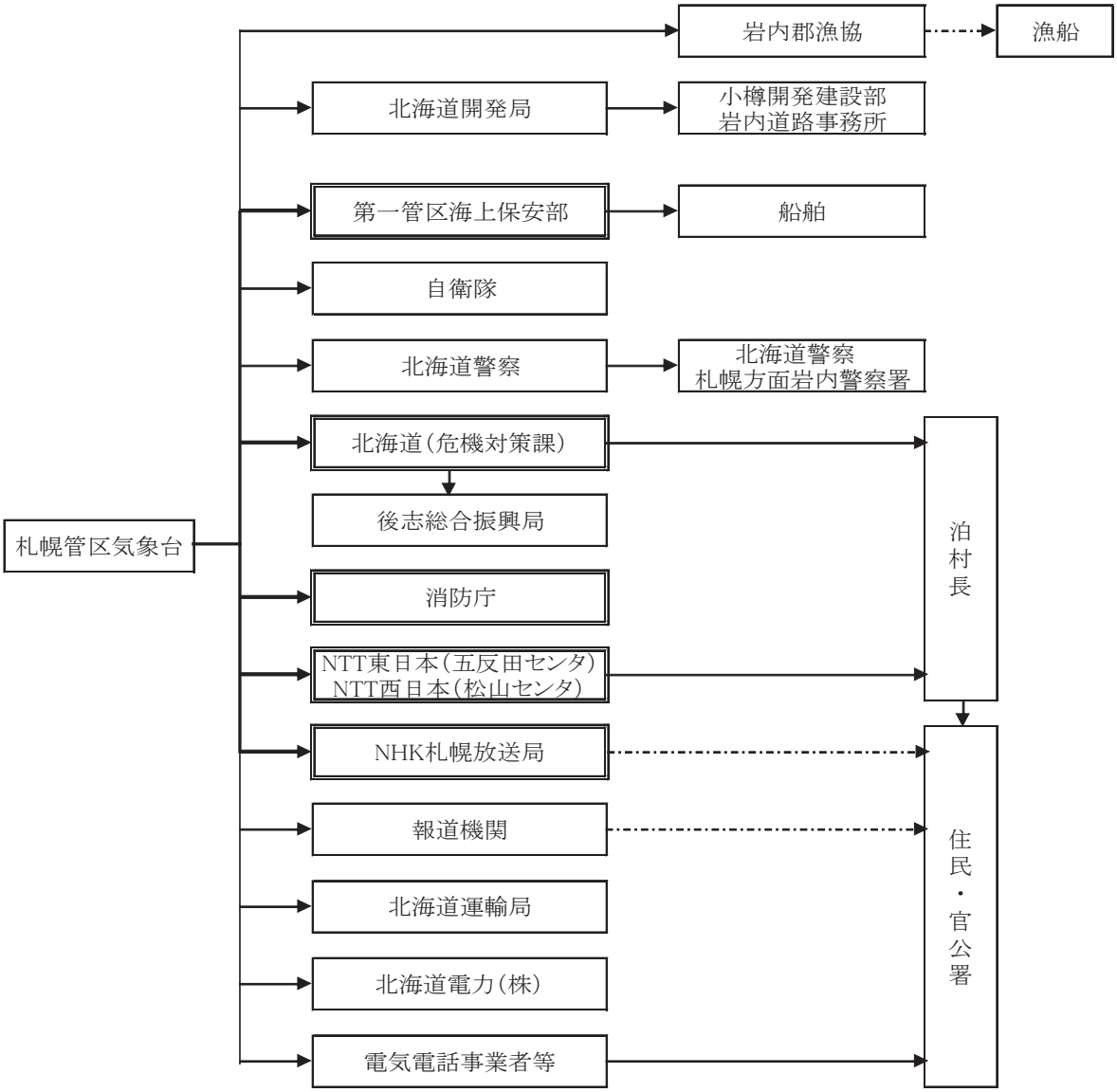

※注）（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

は、放送・無線。

・緊急通報メールは、「気象等（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）に関する特別警報が、泊村に初めて発表されたときに気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

2. 海上警報

(1) 種類

船舶の運行に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の５種類に分けて発表する。

種　　別	呼　　称		説　　明
	英　　文	和　　文	
一般警報	WARNING	海上風警報（かいじょうかぜけいほう）	気象庁風力階級表の風力階級７（28～33kｔ）の場合
		海上濃霧警報（かいじょうのうむけいほう）	濃務について警告を必要とする場合(海上の視程 500m 以下又は 0.3 海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報（かいじょうきょうふうけいほう）	気象庁風力階級表の風力階級８（34～40kｔ）及び９（41～47kｔ）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報（かいじょうぼうふうけいほう）	気象庁風力階級表の風力階級 10（48～55kｔ）以上の場合［台風により風力階級 12（64kｔ）～の場合を除く］
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報（かいじょうたいふうけいほう）	台風により気象庁風力階級表の風力階級 12（64kｔ）～の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし（かいじょうけいほう） 海上警報解除（かいじょうけいほうかいじょ）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警報を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(2)伝達

伝達系統図は次図のとおりである。

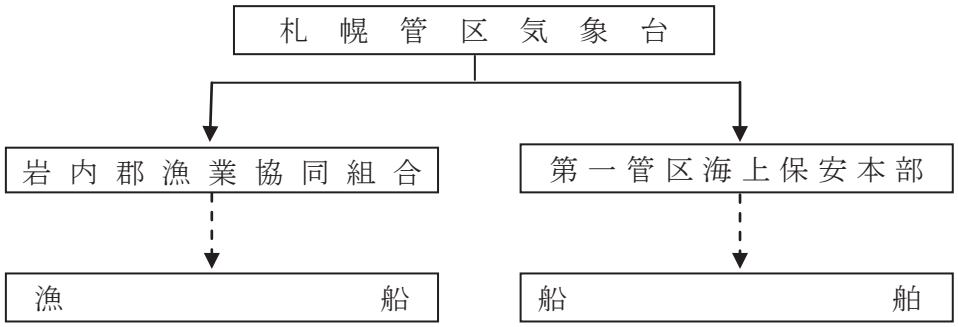

---------- は、無線通信によるもの。

―――――― は、無線通信によらない電話その他の通信手段によるもの。

3. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、村長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難の判断の参考となるよう、後志総合振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報

(https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

伝達は次の系統により行う。

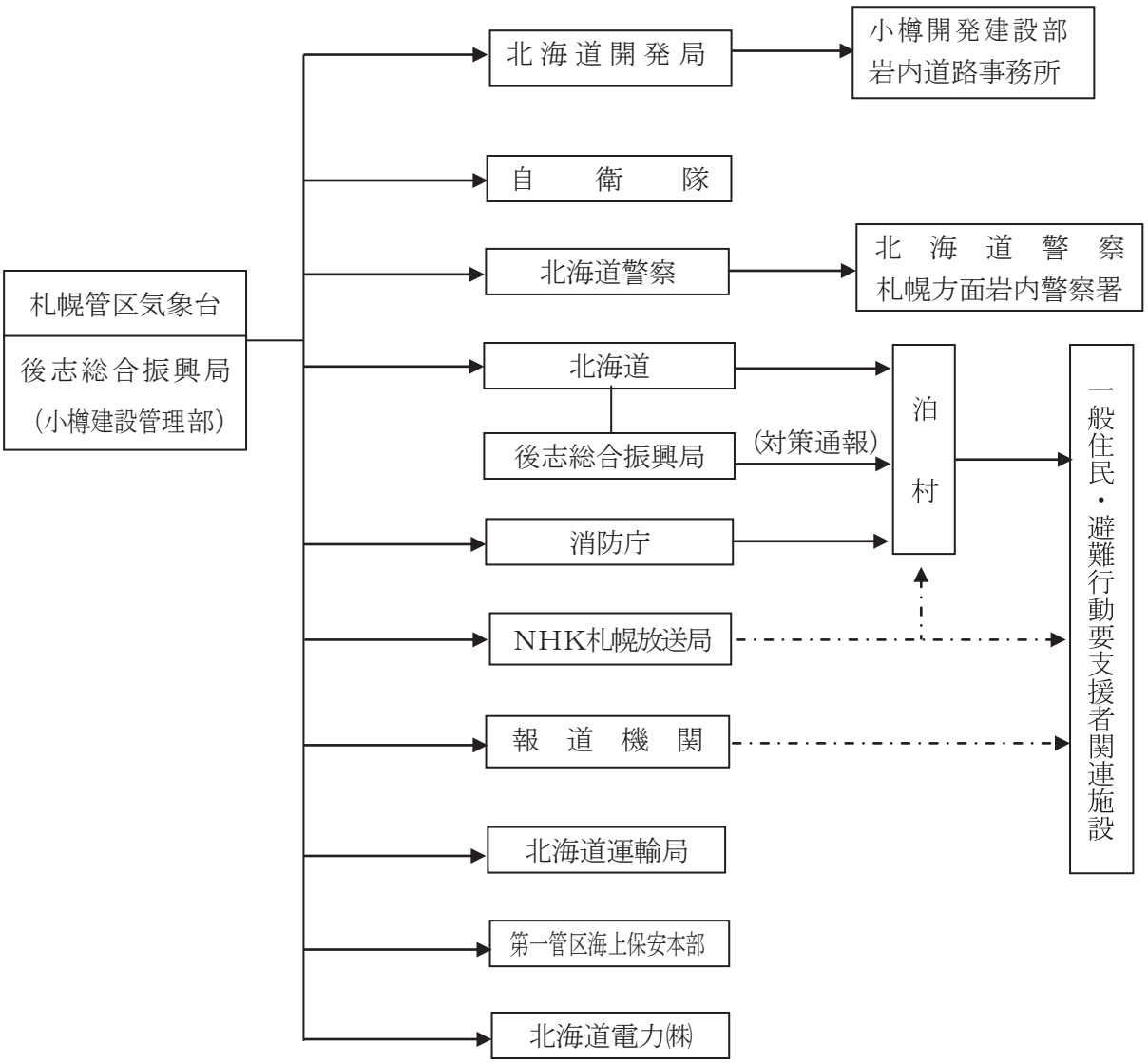

-·-·-·-·-▶ は放送・無線。

4. 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は次の系統により行う。

(1)種類

水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

(2)伝達

○水防活動用気象等警報・注意報

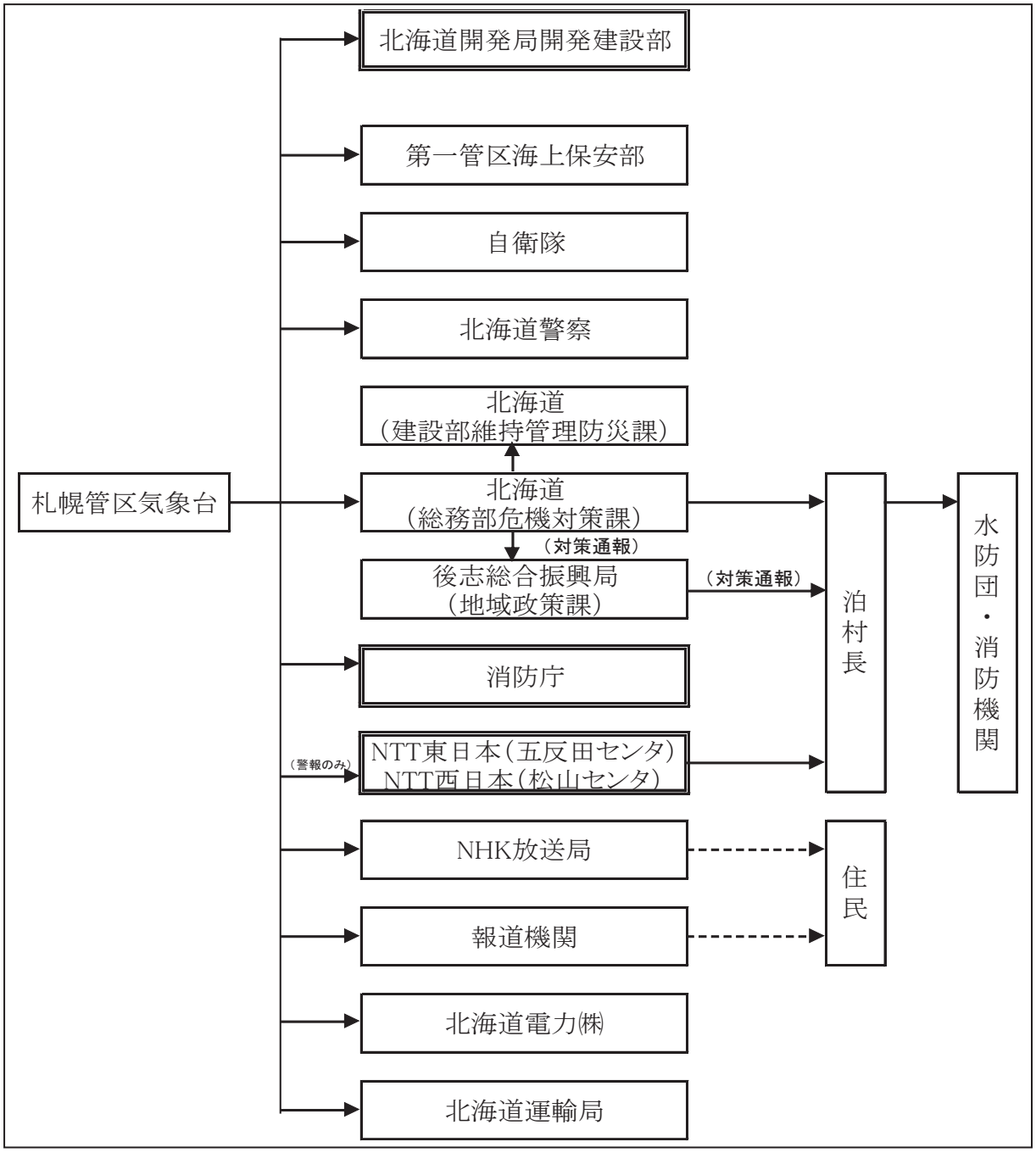

※注）（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定の基づく法定伝達先
ただし、北海道警察へは、「水防活動用津波警報」のみ法定伝達
- - - - → は放送・無線

船舶

（ - - - - - → は、放送・無線）

5. 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

(1) 消防法（第22条）の規程に基づき、札幌管区気象台は火災気象通報の発表及び終了を北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内各市町村に通報するものとし、村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

ア．伝達

火災気象通報の伝達系統は次の通り。

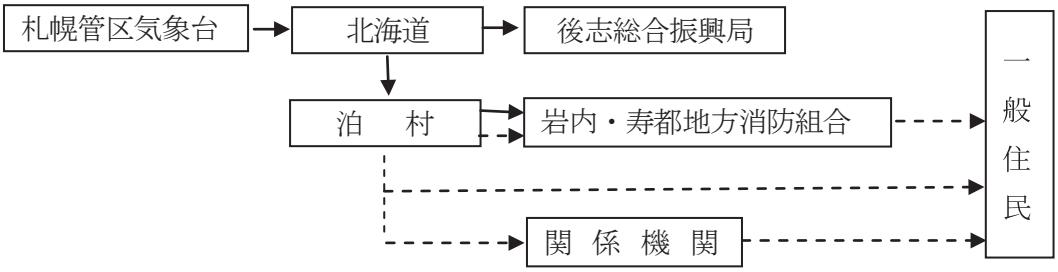

- - - - → は村長が火災に関する警報を発した場合

イ．通報基準

火災気象通報基準は次の通り。

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で13m/s以上と予想される場合。但し、平均風速が13m/s以上の予想であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

6. 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

※大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：

https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html

※大雨警報（浸水害）の危険度分布：https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html

※洪水警報の危険度分布：https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

※高解像度降水ナウキャスト（他椿発生確度ナウキャスト）：

https://www.ima.go.jp/jp/highresorad/

別表１　警報基準（基準値はいずれも予想値）

発表官署			札　幌　管　区　気　象　台
府県予報区			石狩・空知・後志地方
二次細分区域			泊村
警報	大雨	１時間雨量	50 ㎜
		土壌雨量指数	118
	洪水	１時間雨量	－
		流域雨量指数	盃川流域＝8
	暴風（平均風速）		陸上 18m／ｓ、海上 25m／ｓ
	暴風雪（平均風速）		陸上 16m／ｓ、海上 25m／ｓ、雪による視程障害を伴う
	大雪		12 時間降雪の深さ 50ｃｍ
	波浪（有義波高）		6.0m
	高潮		1.4m
注意報	大雨	１時間雨量	30ｍｍ
		土壌雨量指数	73
	洪水	１時間雨量	－
		流域雨量指数	茂岩川流域＝4.4、盃川流域＝9.1、モヘル川流域＝7.5、玉川流域＝8.1
	強風（平均風速）		陸上 13m／ｓ、海上 15m／ｓ
	風雪（平均風速）		陸上 11m／ｓ、海上 15m／ｓ、雪による視程障害を伴う
	大雪		12 時間降雪の深さ 30ｃｍ
	波浪（有義波高）		3.0m
	高潮		0.7m
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		70 ㎜以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
	濃霧（視程）		陸上 200m、海上 500m
	乾燥		最小湿度 30%、実効湿度 60%

	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30ｃｍ以上 ②積雪の深さ 50ｃｍ以上で日平均気温 5℃以上
	低温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い
	霜	最低気温 3℃以下
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下・気温－5℃以下で風速 8m／ｓ以上
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）		80 ㎜

（注）１．土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害の発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km メッシュ四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域･時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km メッシュ四方の領域ごとに算出する。

２．この基準の数値は、北海道における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

３．有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に１/３の個数までの波について、平均した波高。これは、目視観測による波高に近いと云われている。このうちで、最大のものを最大波高というが、統計的には、有義波高の２倍近いが出現する。

7. 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第 54 条第１及び２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を村長又は警察官、消防署員若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第 54 条第 3 項）

異常現象発見者から通報をうけた警察官、消防署員又は海上保安官は、その旨をすみやかに村長に通報しなければならない。

(3) 各関係機関団体への通報

異常現象に関する通報を受けた村長は、直ちにその旨を後志総合振興局、札幌管区気象台及び関係機関団体等に通報するものとする。

(4) 住民に対する周知徹底

災害が予想される地域住民に対する周知は、有線放送、広報車等により徹底を図るものとする。

〔災害情報連絡系統図〕

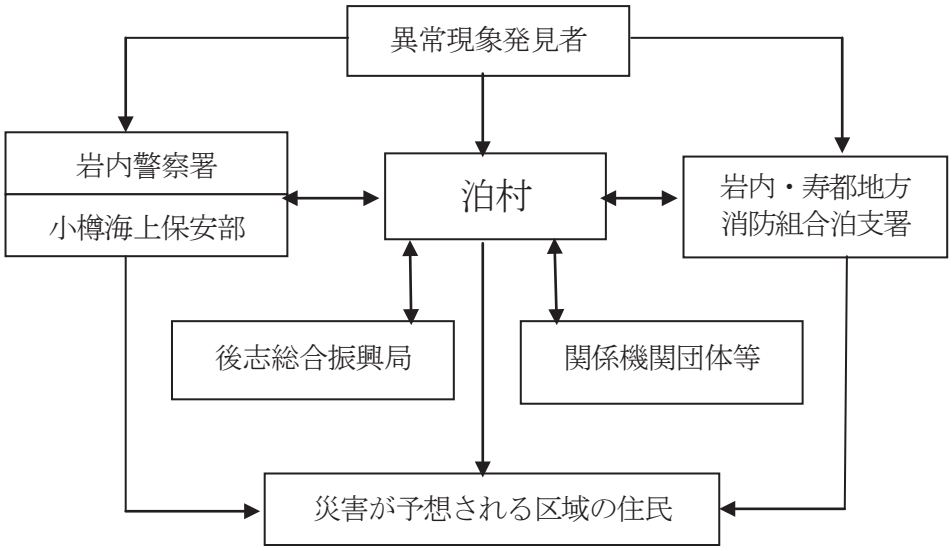

8. 伝達実施要領

(1) 気象警報等の受領

気象警報等の受領責任者は企画振興課長とし、課長不在の場合は企画振興課長補佐が担当する。

(2) 周知要領

企画振興課長が気象警報等を受けたときは、伝達系統により周知先、周知方法のほか警戒態勢の必要の有無について、又必要な場合は、その規模等について副村長の指示を受け、村長の決裁を経てその範囲を定め直ちに周知する。

(3) 夜間・休日等の気象警報等の取り扱い

気象警報等を日直員又は、警備員が受けた場合は、直ちにその旨を記録するとともに、企画振興課長へ連絡して取り扱い上の指示を受けるものとする。

企画振興課長不在の場合は、課長補佐へ、課長補佐不在の場合は、企画振興係長へ連絡する。

課長、課長補佐、係長、共に不在の場合は企画振興課職員へ連絡するものとする。

(4) 気象警報等を受けた場合の記録

気象警報等を受けた場合及び、関係機関へ周知した場合は、その内容を第１号様式により記録する。

日直員又は、警備員がこれを処理した場合は翌日もしくは休日明けのとき、企画振興課長へ詳細を報告し、提出するものとする。

第５章　　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

また、村は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、村は、災害が発生するおそれのある地域（以下「災害危険区域」という）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、村及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第１節　　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想･知識の普及･啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

また、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(2) 村及び道

ア．教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ．住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ､避難勧告などの意味と内容の説明など､啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ．過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

エ．地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2. 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時におけ

る住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3. 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

(1) 各種防災訓練の参加普及

(2) ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネット・SNS の活用

(3) 新聞、広報誌（紙）等の活用

(4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用

(5) 広報車両の利用

(6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

(7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催

(8) 学校教育の場の活用

(9) その他

4. 普及・啓発及び教育を要する事項

(1) 泊村地域防災計画の概要

(2) 災害に対する一般的知識

(3) 災害の予防措置

ア．自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得

イ．防災の心得

ウ．火災予防の心得

エ．台風襲来時の家庭の保全方法

オ．船舶等の避難措置

カ．その他

(4) 災害の応急措置

ア．災害対策の組織、編成、分掌事項

イ．災害の調査及び報告の要領・方法

ウ．防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領

エ．災害時の心得

（ア）（家庭内、組織内の）連絡体制

（イ）気象情報の種別と対策

（ウ）避難時の心得

（エ）被災世帯の心得

(5) 災害復旧措置

ア．被災農作物に対する応急措置

イ．その他

(6) その他必要な事項

5. 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

(1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

(2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

(5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

(6) 社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6. 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第２節　　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1. 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2. 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

(2) 土砂災害に係る避難訓練

(3) 消防訓練

(4) 救難救助訓練

(5) 情報通信訓練
(6) 非常招集訓練
(7) 総合訓練
(8) 防災図上訓練
(9) その他災害に関する訓練

3. 相互応援協定に基づく訓練

村、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4. 民間団体等との連携

村、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5. 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1. 食料その他の物資の確保

(1) 村は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、村長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(2) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日分、推奨１週間分」の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄等に努めるよう啓発を行う。

2. 防災資機材の整備

村は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

3. 備蓄倉庫等の整備

村は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第４節　　相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、村及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1. 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画等や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2. 相互応援（受援）体制の整備

(1) 村

ア. 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ. 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ. 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 防災関係機関等

あらかじめ、道、村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 災害時におけるボランティア活動の環境整備

道、村及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第５節　自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 地域住民による自主防災組織

村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2. 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3. 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

(1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

(2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア．防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ．防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

（ア）情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状

況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

（イ）消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

（ウ）避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

（エ）救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

（オ）図上訓練

村の一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ．防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ．防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これらの資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア．情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

・連絡をとる防災関係機関
・防災関係機関との連絡のための手段
・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ．出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ．救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、村等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ．避難の実施

村長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を

図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、地域会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ．指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、地域会等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ．給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第６節　　避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1. 避難誘導体制の構築

(1) 村は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水と同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を地域会等で担う等、円滑な避難のため、地域会等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(4) 村及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結す

るなど、具体的手順を定めるよう努めるものとする。

(5) 村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(6) 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2. 指定緊急避難場所の確保等

(1) 村は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等へ周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

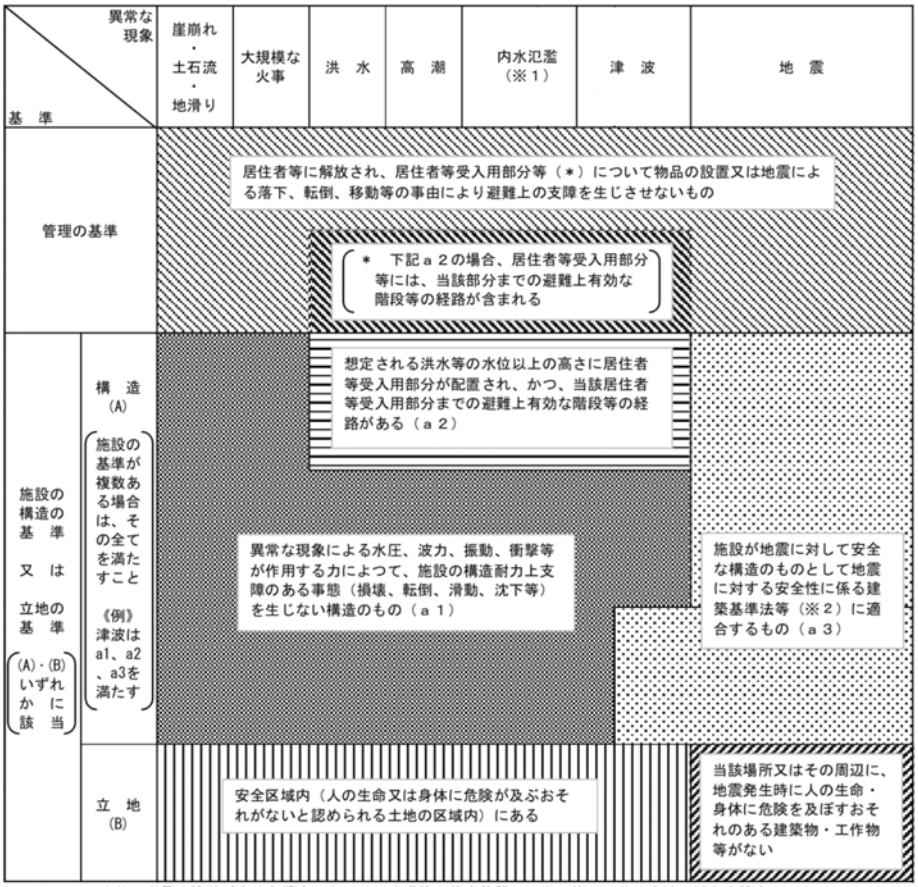

※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※２　建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
(3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届け出なければならない。
(4) 村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
(5) 村長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3. 避難所の確保等

(1) 村は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 村は主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあたっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
ア．要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
イ．災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
ウ．災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
(3) 指定緊急避難場所と指定避難場所は相互に兼ねることができる。
(4) 村は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
ア．指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど､他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
イ．社会福祉施設等を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
ウ．学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
エ．村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
オ．村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避

難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届け出なければならない。

(6) 村は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 村長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

4. 村における避難計画の策定等

(1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

村長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 村の避難計画

村は、主に次の事項に留意して策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、地域会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア．避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する基準及び伝達方法

イ．指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ．指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ．避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ．避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ．指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）住民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ．避難に関する広報

（ア）有線放送による周知

（イ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（ウ）避難誘導者による現地広報

（エ）住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5. 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

(2) 経路

(3) 移送の方法

(4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

6. 公共用地等の有効活用への配慮

村及び道、北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1. 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2. 村の対策

村は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、避難支援計画については、泊発電所周辺地域原子力防災計画の第２章「原子力災害予防計画」第３節「避難収容活動体制の整備」の１退避等措置計画の作成、３避難行動要支援者に関する措置及び４要配慮者に対する配慮に定めるところによる。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、泊村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、泊村地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

村は、要配慮者について、村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理・把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を村及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

村は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者またはあらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

村は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所・避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動要支援に係る地域防災力の向上

村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

村は、社会福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

福祉避難所は次のとおりとする。

福祉避難所

施設名称	所在地	電話番号
泊村養護老人ホームむつみ荘	大字茅沼村 711 番地 3	0135-65-2255
泊村特別養護老人ホームむつみ荘	〃	〃

3. 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、村の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

4. 外国人に対する対策

村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(1) 多言語による広報の充実
(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
(4) 外国人観光客等に対する情報窓口等の設置

第８節　　情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1. 村、道及び防災関係機関

(1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、有線告知放送や携帯電話、衛生携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

(3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

(5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時

及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

(6) 村は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第９節　　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1. 建築物防災対策

(1) 木造建築物の防火対策

村は、本村の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

村は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

村は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規の施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導の徹底に努めるものとする。

2. がけ地に近接する建築物の防災対策

村は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第１０節　　消防計画

岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署及び泊消防団が、その施設と人員を活用し火災、その他の大規模災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため実施すべき事項は、本計画の定めるところによる。

なお、具体的活動等については、岩内・寿都地方消防組合が別に定める消防計画（以下「組合計画という。」）の定めるところによる。

1. 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構で、岩内・寿都地方消防組合消防本部の組織に関する規則、岩内・寿都地方消防組合消防署の組織に関する規定の定めるところによる。

2. 災害時の組織機構

災害時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防部隊の編成及び事務分掌は、組合計画の定めるところによる。

3. 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導、防火思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、防火対象物の防火管理体制の整備指導及び焼死者防止対策徹底等を図るため、防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア．諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対し、防火に関する研修会及び消防訓練の指導、防火ポスター、パンフレット等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努めるものとする。

イ．民間協力機関による普及

地域会、職域、自衛消防組織等の結成促進を図るとともに、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

4. 警報の発令及び伝達

(1) 火災警報の発令条件

岩内・寿都地方消防組合管理者（以下「管理者」という。）は、後志総合振興局長から消防法第 22 条第 2 項による通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。

・実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 30%以下、若しくは、

・平均風速が毎秒 13m／S 以上と予想される場合。

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、組合計画に基づき行うものとする。

(3) 警報の解除

管理者は、気象の状況が火災予防上危険のない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除するものとする。

5. 警防活動

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員及び消防団員の招集並びに火災等の出動は組合計画に定めるところによるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による傷病者の応急処置及び医療機関に搬送するための活動は、組合計画に定めるところによるものとする。

(3) 避難誘導

住民等に対する避難誘導等は、組合計画に定めるところによるものとする。

(4) 広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努めるものとする。

6. 相互応援協定

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大を防止するため、近隣消防機関等と相互応援協定を締結し、相互間の連携を密にして、防災活動を行うものとする。

7. 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第6章第8節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

8. 教育訓練

消防職員及び消防団員は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具・水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに職員・団員の資質と能力の向上を図り、もって効率的な防災活動を遂行できるよう計画的に教育訓練を実施するものとする。

第１１節　　水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

1. 予防対策

次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

(1) 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

(2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、有線放送、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(3) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア．洪水予報、水位到達情報の伝達方法。

イ．避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。

ウ．防災訓練として村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。

エ．洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。

（ア）要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

(4) 村地域防災計画において上記（3）ウに掲げる事項を定めるときは、村地域防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア．要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者および自衛水防組織の構成員）。

(5) 村長は、村地域防災計画において定められた上記（3）ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(6) 村は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

2. 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した「泊村水防計画」の定めるところによる。

第１２節　　風害予防計画

風による公共施設等の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1. 予防対策

(1) 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて村は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第１３節　　雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止する雪害予防については、本計画の定めるところによる。

1. 警戒体制

村は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、本計画に定める非常配備体制に入るとともに、降雪状況に応じて道路の交通確保に必要な体制をとるものとする。

(1) 各道路管理者の除雪作業基準

ア．北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪を行い交通の確保を保つ。

イ．北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は、下記のとおりである。

種　類	標 準 交 通 量	除　　雪　　目　　標
第１種	1,000 台／日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時において、極力 2 車線確保を図る。
第２種	300～1,000 台／日未満	2 車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力 1 車線の確保を図る。
第３種	300 台／日未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては 1 車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常除雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

（ウ）泊村

泊村が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである。

区　分	昼	夜
全　　線	10～15cm	10～15cm

(2) 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

ア．雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。

イ．河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

2. 積雪時における消防対策

村長は、消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪には特に留意し、関係機関、地域住民等の協力を得て、火災発生時の消防活動に支障を及ぼさないよう万全を期するものとする。

3. なだれ警戒体制

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

4. 村の体制

村は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

(1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
(2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
(3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
(4) 積雪における消防体制を確立すること。
(5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
(6) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
ア．食料、燃料等の供給対策
イ．医療助産対策
ウ．応急教育対策
(7) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
(8) 雪捨場の設定にあたっては、交通傷害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第１４節　　融雪災害予防計画

融雪による河川の出水等の災害予防については、本計画の定めるところによる。

1. 気象情報及び積雪状況の把握

村長（本部長）は、融雪期において気象官署等関係機関と密接な連絡をとり、気象状況を的確に把握して融雪出水の予測に努めるものとする。

2. 水防区域内等の警戒

第5章第10節に定める災害による被害発生予想区域における災害の発生を未然に防止するため、村長（本部長）は第5章第11節「水害予防計画」に定めるところによる他、地域住民の協力を得て巡視警戒を行うものとする。

3. 河道内の除雪

河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ、出水に

よる災害が予想される場合には、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

4. 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5. なだれ等予防対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民・児童・生徒及びドライバーに対し新聞・テレビ・ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と緊密な連絡を保ち迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

6. 村の体制

村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

(1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
(2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め連絡体制を確立すること。
(3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
(4) 融雪災害時に適切な避難勧告・避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。
(5) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
(6) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
(7) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
(8) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第１５節　　高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1. 予防対策

村は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、有線放送、北海道防災行政システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を

講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、泊村地域防災計画において必要な警戒避難体制等については、第5章第6節「避難体制整備計画」の定めるところにより、住民の安全を確保するものとする。

(3) 村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

第１６節　　土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1. 予防対策

村は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 村地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の構築に努める。

(2) 村は、警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等については、第5章第6節「避難体制整備計画」の定めるところにより、住民の安全を確保するものとする。

(3) 村は、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(4) 村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるように努める。

2. 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、村は住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制の構築に努める。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住

民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

(2) 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、村は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア．急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ．山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

第１７節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、村は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減については、本計画の定めるところによる。

1. 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、村・道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2. 救難救出措置等

村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

(1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。

(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、村は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア．除雪体制の強化

（ア）道路管理者は、一般国道、道道及び市町村道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

（イ）道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ．積雪寒冷地に適した道路整備の促進

（ア）道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

（イ）道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止棚や防雪柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

4. 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

道及び村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

道、村及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

5. 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

村は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房整備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

村及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第１８節　複合災害に関する計画

村をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1. 予防対策

(1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分が出来ない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

(2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

(3) 村は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第１９節　業務継続計画

村は災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP:Business Continuty Plan）の策定に努めるものとする。

1. 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に村、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2. 業務継続計画（BCP）の策定

村は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に

努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3. 庁舎等の災害対策本部機能の確保

村及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第６章　　災害応急対策計画

基本法第 50 条第 1 項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節　災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

1. 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を派遣するなど、被災情報等の把握に努めるものとする。

(1) 村の災害情報等収集及び連絡

ア．村長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告するものとする。

イ．村長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

(2) 災害等の内容及び通報の時期

ア．道災害対策本部（連絡本部・指揮室）設置

（ア）道災害対策本部（連絡本部・指揮室）を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、市町村及び関係する防災関係機関へ通報する。

（イ）防災関係機関は、前事項の通報を受けたとき（市町村及び防災関係機関が設置した場合を含む。）は、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本

部に連絡要員を派遣するものとする。

イ．道への通報

村及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

（ア）災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

（イ）災害対策本部等の設置・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

（ウ）被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

（エ）被害の確定報告・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

ウ．村の通報

（ア）村は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

（イ）村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

(3) 被害状況報告

災害が発生した場合、後志総合振興局長及び村長は、本節 3 に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

但し、村長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第 1 報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、村長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

(4) 情報の分析整理

村及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯		平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
ＮＴＴ回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777
	FAX	03－5253－-7537	03－5253－7553
消防防災無線 （注１）	電話	＊－90－49013	＊－90－49102
	FAX	＊－90－49033	＊－90－49036
地域衛星通信ネットワーク（注２）	電話	＊－048－500－90－49013	＊－048－500-90－49102
	FAX	＊－048－500－90－49033	＊－048－500-90－49036
中央防災無線（注３）		5017	5010

「＊」各団体の交換機の特番

（注１）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注２）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注３）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
ＮＴＴ回線	電話	03－5253－7514
	FAX	03－5253－7553
消防防災無線 （注１）	電話	＊－90－49175
	FAX	＊－90－49036
地域衛星通信ネットワーク （注２）	電話	＊－048－500－90－49175
	FAX	＊－048－500－90－49036
中央防災無線（注３）		5010

別表

災害情報等連絡系統図

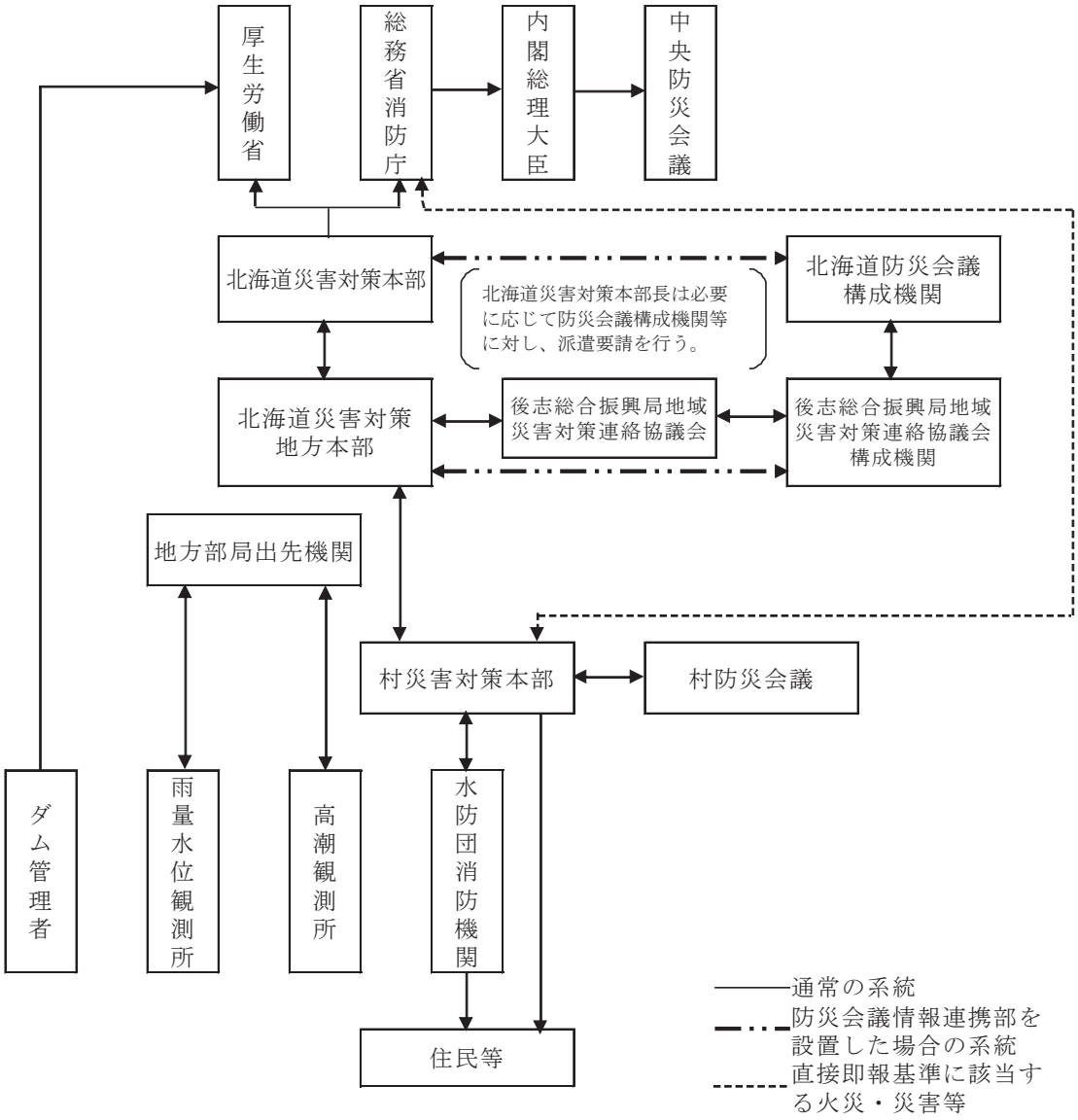

別表３

被 害 状 況 判 定 基 準

被害区分		判断基準
①人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) Ａ町の者が隣接のＢ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｂ町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死亡欄の (2) (3) を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、１カ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死亡欄の (2) (3) を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、１カ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死亡欄の (2) (3) を参照。
②住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎共に半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの。）を問わず全てを住家とする。
	世　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。
	全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の７０％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、家具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判断基準
②住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、修理すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、家具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、家具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、家具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 ㎜以下にあって 2 ㎝、粒径 0.25 ㎜以下の土砂にあっては 5 ㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農産物の被害は算入しない。

被害区分		判断基準
④農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　定　基　準
⑤土木被害	橋　　梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁　　港	漁港法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公　　園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁　　船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷捌き所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体・会社を含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林　　地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林　　道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑧衛生被害	水　道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病　院	診療所をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商　業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額する。
⑩公立文教施設被害		村立の小中学校をいう。 (1) 害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		公民館、鰊御殿、アイスセンターをいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設被害		養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、総合福祉センター、保育所をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	水道(戸数)	簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので、特に報告を要すると思われるもの。

○災害情報連絡先及び災害通信施設調

関係機関名	所在地	電話番号	連絡責任者	通信施設（通信機械を含む）の保有の状況等	摘要
岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署	泊村大字茅沼村字臼別191－7	75－2104	支署長	電話 サイレン	
札幌方面岩内警察署	岩内町字高台5	62－0110	署長	電話 無線	
泊駐在所	泊村大字茅沼村字臼別59－10	75－2010	所長	電話 無線	
後志森林管理署	倶知安町北2東2	(0136) 22－0145	署長	電話	
小樽海上保安部	小樽市港町5－2	(0134) 27－6166	部長	電話 無線	
札幌管区気象台	札幌市中央区北2条西18	(011) 611－6124	台長	電話	
東日本電信電話（株）北海道事業部	札幌市中央区北1条西4丁目	(011) 212－4466	災害対策室長	電話	
小樽開発建設部 岩内道路事務所	岩内町字東山104	62－1491	所長	電話 無線	
後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室 (岩内保健所)	岩内町字清住252－1	62－1537	部長	電話	
後志総合振興局 小樽建設管理部 共和出張所	共和町老古美83	62－1818	所長	電話	
古宇郡漁業協同組合	泊村大字泊村番外地	75－3111	代表理事 組合長	電話	
泊村商工会	泊村大字茅沼村字坂上129－2	75－3231	会長	電話	
盃郵便局	泊村大字興志内村182－5	75－2120	局長	電話	
後志泊郵便局	泊村大字泊村44	75－2124	局長	電話	
茅沼郵便局	泊村大字茅沼村672	75－2320	局長	電話	
泊小学校	泊村大字盃134－1	75－2003	校長	電話	
泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6－3	75－2203	校長	電話	

○消防信号及び水防信号

(1) 消防信号

信号別　　方法	サイレン信号	その他	摘要
火災出動信号	5秒○——6秒休止 5秒○——6秒休止 5秒○——6秒休止		
山林火災出動信号	10秒○——2秒休止 10秒○——2秒休止 10秒○——2秒休止		
火災警報信号	30秒○——6秒休止 30秒○——6秒休止 30秒○——6秒休止	火災警報発令中　左記の掲示板を要所に揚げる（赤地に白文字）	左記のほか広報車で巡回するとともに有線放送で周知する
演習招集信号	15秒○——6秒休止 15秒○——6秒休止 15秒○——6秒休止		

※信号は適宜の時間継続するものとする。

(2) 水防信号

ア．第１信号　はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

イ．第２信号　消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ．第３信号　村の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ．第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

オ．地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う

信号別／方法	サ イ レ ン 信 号
第１信号	約 ５秒　15秒　５秒　15秒　５秒　15秒 ○　－　休 止 －　○ －　休 止　－ ○ － 休 止
第２信号	約 ５秒　６秒　５秒　６秒　５秒　６秒 ○　－　休 止 －　○ －　休 止　－ ○ － 休 止
第３信号	約 10秒　５秒　10秒　５秒　10秒　５秒 ○　－　休 止 －　○ －　休 止　－ ○ － 休 止
第４信号	約 １分　５秒　１分 ○　－　休 止 －　○

（備考）１．信号は、適宜の時間継続すること。

２．危険が去ったときは、広報車及び有線放送により周知するものとする。

第２節　災害通信計画

1. 通信手段の確保等

村及び道、防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において村は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2. 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等

１における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア．非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ．緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ．非常・緊急電報の利用方法

① 115 番（局番無し）をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す。

② NTT コミュニケータがでたら

（ア）「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ）予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ）届け先、通信文等を申し出る。

エ．電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電　報　の　内　容	機　関　等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電　報　の　内　容	機　関　等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間

他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ

(3) 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

ア．北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

イ．第一管区海上保安本部関係無線による通信

第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経て行う。

ウ．陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

エ．警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

オ．警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

カ．北海道総合行政情報ネットワークによる通信

道の本庁、後志総合振興局、又は市町村等を経て行う。

キ．鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

ク．北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経て行う。

ケ．北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記アからケまでに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

(4) 通信途絶時等における措置

ア．北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1) から (3) までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

（ア）貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合にその被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのＦＭラジオ放送局）用機器の貸出

（イ）無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ．防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

（ア）移動通信機器の借受を希望する場合

① 借受申請者の氏名又は名称及び住所

② 借受希望機種及び台数

③ 使用場所

④ 引渡場所及び返納場所
⑤ 借受希望日及び期間
（イ）移動電源車の借受を希望する場合
① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
② 台数
③ 使用目的及び必要とする理由
④ 使用場所
⑤ 借受期間
⑥ 引渡場所
（ウ）臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
② 希望エリア
③ 使用目的
④ 希望する使用開始日時
⑤ 引渡場所及び返納場所
⑥ 借受希望日及び期間
（エ）臨機の措置による手続きを希望する場合
① 早急に免許又は許可等を必要とする理由
② ①に係る申請の内容
ウ．連絡先
総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第３節　　災害広報・情報提供計画

村、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1. 災害広報及び情報等の提供の方法

村、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、村及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア．村、防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関、ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、有線告知放送、緊急速報メール、登録制メール、ＩＰ告知システム、広報車両、インターネット、ＳＮＳ（Twitter 等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うも

のとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

イ．村、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ．アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ．アのほか、村及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌアラート）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 村の広報

村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込み、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

(4) 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

2. 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア．安否情報の照会は、村又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。

イ．安否情報の照会を受けた村又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ．安否情報の照会を受けた村又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
①	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
②	・被災者の親族（①に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
③	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ．村又は道は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての村の対応

村及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア．被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ． 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ．安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ．被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第４節　　避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

1. 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、村長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの

段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

(1) 村長　（基本法第 60 条）

ア．村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

（ア）避難のための立退きの勧告又は指示

（イ）必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

なお、指定緊急避難場所は次のとおりとする。

指定緊急避難場所一覧　資料　　６－５－１－１

（ウ）近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

イ．村長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ．村長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

(2) 水防管理者　（水防法第 29 条）

ア．水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ．水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、岩内警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員　（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア．知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、村長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については村長に委任する。

イ．知事は、災害発生により村長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は村長に代わって実施する。

また、村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第 6 章第 14 節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する

(4) 警察官又は海上保安官　（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

ア．警察官又は海上保安官は、(1) のイにより村長から要求があったとき、又は村長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを

指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を村長に通知するものとする。

イ．警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

ア．住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条）

イ．他人の土地等への立入（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）

ウ．警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）

エ．他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）

オ．住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

2. 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

村、道(後志総合振興局)、北海道警察本部(岩内警察署等)、小樽海上保安部及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア．村

村は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

村は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

イ．国や道の関係機関

村から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

(3) 協力、援助

ア．北海道警察

村長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ．小樽海上保安部

避難指示（緊急）等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3. 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等情報の周知

村長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、有線告知放送、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
(2) 避難場所等及び経路
(3) 火災、盗難の予防措置等
(4) 携行品等その他の注意事項

注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※2
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性 ※令和元年出水期から「早期注意情報」と名称変更

※1　可能な範囲で発令

※2　緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

4. 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、村の職員、消防職（団）員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、

自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、村の職員、消防職（団）員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア．避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、村において車両等によって移送する。

イ．村は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ．道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ．また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

5. 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 道の対策

道は、村における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に村において福祉避難所を開設した場合、村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

(2) 村の対策

ア．避難行動要支援者の避難支援

村長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ．避難行動要支援者の安否確認

村は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ．避難場所以降の避難行動要支援者への対応

村は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

（ア）指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

（イ）病院への移送
（ウ）施設等への緊急入所
エ．応急仮設住宅への優先的入居
村は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。
オ．在宅者への支援
村は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
カ．応援の要請
村は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

6. 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

7. 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8. 指定緊急避難場所の開設

村は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所一覧　資料　６－５－１－１

9. 指定避難所の開設

(1) 村は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所等安全性の確保に努めるものとする。
また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
(2) 村は、さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
(3) 村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討す

るものとする。

(4) 村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(5) 指定避難所は次のとおりとする。

指定避難所一覧　　資料　　６－５－９－１

10. 指定避難所の運営管理等

(1) 村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、地域会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、村は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスタ等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

(2) 村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

(3) 村は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

(4) 村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

(5) 村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、村や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

(7) 村は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定

避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

(8) 村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(9) 村は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(10) 村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(11) 村は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

(12) 村は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、村に対する助言・支援に努めるものとする。

11. 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア. 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ. 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ. 村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ. 村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ. 村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ. 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知

を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

キ．知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは､村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該村長に引継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、村長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア．村長は、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合は、知事に対し、協議を行い他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ．村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

ウ．村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

村及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、村と避難先の市町村における連携に配慮する。

第５節　　応急措置実施計画

災害時において、村長及び知事が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 村長又はその委任を受けて村長の職権を行なう村の職員
(2) 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
(3) 警察官及び海上保安官
(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
(5) 知事
(6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
(7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2. 市町村の実施する応急措置

(1) 村長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び村地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防

止するための所要の措置を講ずるものとする。

(2) 村長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3. 警戒区域の設定

(1) 村長(基本法第63条、地方自治法第153条)

村長又はその委任を受けて村長の職権を行なう村の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

ア．警察官又は海上保安官は、村長又はその委任を受けて村長の職権を行なう村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を村長に通知することとする。

イ．警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

ウ．警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長又はその委任を受けて村長の職権を行なう村の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知することとする。

4. 道及び道の委員会等の実施する応急措置

道及びその所轄の下に行動する道の委員会等は、道内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、関係法令及び道地域防災計画の定めるところに基づき、その所掌事務に関する応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

この場合、知事（後志総合振興局長）は、必要に応じて、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができるものとする。この場合、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

(1) 村に対する指示（基本法第 72 条）

知事（後志総合振興局長）は村の実施する応急措置をはじめとする災害応急対策が、的確かつ、円滑に行われるようにするため、特に必要と認めるときは、村長に対し応急措置の実施について必要な指示をし、また他の村長に応援すべきことを指示することができる。

(2) 村の実施する応急措置の代行（基本法第 73 条・第 78 条の 2）

ア．北海道

知事（後志総合振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により村が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部または大部分の事務を行うことのできなくなったときは、村の長の実施する応急措置の全部又は一部を、村長に代わって実施するものとする。

（ア）警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）

（イ）応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

（ウ）災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）

（エ）応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

イ．指定行政機関・指定地方行政機関

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により村及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が実施する応急措置の全部又は一部を、村長に代わって実施しなければならない。

（ア）応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

（イ）災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）

（ウ）応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

第６節　　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

1. 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、

その基準はおおむね次のとおりとする。

(1) 人命救助のための応援を必要とするとき。

(2) 洪水、高潮、津波等の災害、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とする場合。

(3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。

(4) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。

(5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。

(6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。

2. 災害派遣要請要領

(1) 派遣要請権者

ア．知事（後志総合振興局長）

イ．海上保安庁長官

ウ．第一管区海上保安本部長

エ．空港事務所長(丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路)

(2) 要請先(指定部隊等の長)

(3) 要請手続等

ア．村長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、村長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）派遣部隊が展開できる場所

（オ）派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ．担当の対策班及び要請先

自衛隊の災害派遣要請は、本部の総務部総務班が行い、後志総合振興局への連絡及び書類の提出先は、地域創生部地域政策課とする。

ウ．要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

エ．村長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記アの手続を行なうものとする。

(4) 受入体制

村長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう村担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

ア．部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、災害対策本部内におくものとする。

イ．宿泊所、車両、機械等の保管場所

村所有の施設を提供する。

ウ．連絡職員の指名

村長（本部長）は、派遣部隊及び後志総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。

エ．作業計画の樹立

災害対策本部会議において、応援を求める作業の内容、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を樹立して派遣部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておくものとする。

(5) 調整

知事（後志総合振興局長）は、村の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

(6) 経費

ア．次の費用は、派遣部隊の受入側(施設等の管理者、村等)において負担するものとする。

（ア）資材費及び機器借上料

（イ）電話料及びその施設費

（ウ）電気料

（エ）水道料

（オ）くみ取料

イ．その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

ウ．派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

4. 派遣活動

災害派遣時における自衛隊に要望する支援活動は、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者等の捜索救助活動

(4) 水防活動

(5) 消防活動

(6) 道路又は水路の啓開

(7) 応急医療、救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送

(9) 炊飯及び給水

(10) 物資の無償貸付又は譲与

(11) 危険物の保安及び除去

(12) その他

5. 派遣部隊の撤収要請

村長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは速やかに文書をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

6. 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

7. 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

(1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。

(4)その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

8. 自衛隊との連携強化

(1) 総合調整

ア．知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行うものとする。

イ．知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

(2) 連絡体制の確立

知事（後志総合振興局長）、村長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(3) 連絡調整

知事（後志総合振興局長）、村長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

9. 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

(1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第４条)

(2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第６条第１項)

(3) 警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)
(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)
(5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)
(6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第 76 条の 3 第 3 項)

第７節　　広域応援・受援計画

大規模災害発生時などの被災により、村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第 4 節避難対策計画 10」による。

1. 国、道、市町村間の応援・受援活動

(1) 市町村に対する応援（受援）

ア．道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

イ．村長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

ウ．村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（後志総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

エ．知事（後志総合振興局長）は、村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

(2) 道から他の都府県に対する応援の要求

ア．北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ．知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対

し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(3) 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

(4) 他の都府県等からの応援要求への対応

ア．知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

イ．村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

2. 消防機関

(1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、村長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

3. 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

4. 広域応援・受援に関する協定等については、資料編に掲載する。

広域応援・受援に関する協定等　　資料　６－８－４－１

・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）
・大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定
・大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目
・災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定
・災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目
・緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画

・緊急消防援助隊受援計画
・大規模災害時の連携に係る協定書
・災害時の応援に関する協定

第８節　　ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1. 基本方針

災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2. ヘリコプター等の活動内容

(1) 災害応急対策活動
ア．被災状況調査などの情報収集活動
イ．救援物資、人員、資機材等の搬送
(2) 救急・救助活動
ア．傷病者、医師等の搬送
イ．被災者の救助・救出
(3) 火災防御活動
ア．空中消火
イ．消火資機材、人員等の搬送
(4) その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3. ヘリコプター等保有機関の活動等

(1) 北海道
北海道災害対策本部等の指示、または村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第６章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。
(2) 北海道開発局、海上保安庁、北海道警察
所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。
また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。
(3) 自衛隊
知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

4. ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、

北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

5. 村の対応等

村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

(参考) ヘリコプター離着陸、物資投下の可能地点

資料　　６－１５－３－１

第９節　　救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、村をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1. 実施責任

(1) 村(消防機関)

村(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、村は、村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

(2) 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

(3) 小樽海上保安部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

(4) 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

2. 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

村及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 海上における救助救出活動

小樽海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第 3 章第 1 節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第１０節　　医療救護計画

災害のため、本村の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

被災者の医療救護の実施は、岩内古宇郡医師会の協力を得て、村長（本部長）が行う。救助法が適用された場合は知事が行い、村長はこれを補助する。

ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は、村長が行う。

2. 医療救護活動の実施

(1) 村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

(2) 村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3. 関係機関の業務の大綱

<table>
<tr><th colspan="2">機　関　名</th><th>業　務　の　大　綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">泊　　村</td><td>1. 救急医療本部の設置（災害現場）
2. 応急救護所の設置及び管理
3. 医師会に対する出動要請
4. 医療材料の整備及び調達</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北海道</td><td>後志総合振興局</td><td>1. 救急医療についての総合調整
2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置
（ただし、対象地域が１市町村内の場合を除く。）
3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請
4. 北海道医師会に対する出動要請
5. 独立行政法人国立病院機構本部
北海道東北ブロック事務所に対する出動要請
6. 医療材料の整備
7. 自衛隊の派遣要請</td></tr>
<tr><td>後志総合振興局
保健環境部
岩内地域保健室
（岩内保健所）</td><td>1. 医薬品、医療器具補給の斡旋</td></tr>
<tr><td colspan="2">岩内・寿都地方
消防組合消防署
（泊支署・泊消防団）</td><td>1. 救急医療本部の運営管理
2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送
3. 傷病者等の身元確認
4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">札幌方面岩内警察署</td><td>1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備
2. 交通路の確保
3. 傷病者等の身元確認
4. 死体検視</td></tr>
<tr><td colspan="2">岩内古宇郡医師会</td><td>1. 救護隊の出動による医療の実施
2. 医療施設の確保</td></tr>
</table>

4. 輸送体制の確保（重傷患者等）

重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、村、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

5. 医療品の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

6. 臨時の医療施設に関する特例

村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第１１節　　防疫計画

災害時における被災地の防疫ついては、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

(1) 村

ア．感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

イ．村を所管する後志総合振興局の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

(2) 北海道

ア．感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。

イ．村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

2. 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、村長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

(1) 防疫班の編成

ア．村長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

イ．防疫班は、おおむね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名をもって編成するものとする。

(2) 検病調査班の編成

ア．知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。

イ．検病調査班は、医師１名、保健師１名（又は看護師）その他職員１名をもって編成するものとする。

　但し、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）１名、その他の職員１名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

3. 感染症の予防

(1) 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

ア．感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）

イ．ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第２項）

ウ．生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）

エ．物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）

オ．公共の場所の清潔方法に関する指示

カ．臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

(2) 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

ア．検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、道が編成する検疫調査班と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行うこと。

イ．村内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。

ウ．検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

(3) 予防接種

村長は知事の指示により、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、村長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア．ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

イ．し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(5) 消毒方法

村長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日、健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

村長は、感染症法第 28 条第２項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

村長は、感染症法第 31 条第２項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、村長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4. 指定避難所等の防疫指導

村長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者、村内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

後志総合振興局の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

感染症指定医療機関　　資料　　６－１２－５－１

なお、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、後志総合振興局と協議し、適当な場所に臨時の感染症に対応可能な施設を設置して収容するものとする。

6. 家畜防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

(2) 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に基づき、家畜防疫上必要と認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第１２節　　災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察及び小樽海上保安部が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

1. 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集

及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

(1) 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

ア．災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

イ．住民の避難に当たっては、市町村、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

ウ．風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

エ．防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

2. 小樽海上保安部

小樽海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

(2) 巡視船艇・航空機により警戒区域(基本法第 63 条)又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

(3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

3. 北海道警察及び小樽海上保安部は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第１３節　　交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

1. 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

(1) 北海道公安委員会(北海道警察)

ア．災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ．通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずるこ

とができる。

ウ．イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) 小樽海上保安部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

(4) 北海道開発局

国道及び高速道路(直轄区間) の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(5) 北海道

ア．道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ．交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ．道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(6) 市町村(消防機関)

ア．村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ．消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ．消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(7) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア．自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ．警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ．現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2. 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア. 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ. 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ. 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア. 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ. 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3. 海上交通安全の確保

小樽海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。

(4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4. 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア. 知事(後志総合振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行

うものとする。

イ．確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(後志総合振興)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ．証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ．緊急通行車両

（ア）緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

① 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告又は避難指示に関する事項
② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
⑨ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ．事前届出制度の普及等

村、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会（北海道警察）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外を認める。

ア．確認手続

（ア）北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

（イ）確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

（ウ）証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ．事前届出制度

（ア）規制除外車両の事前届出の対象となる車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

① 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

② 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

④ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送車両

（イ）事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続について、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の拭く湯を図るものとする。

(4) 放置車両対策

ア．北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ．道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ．道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

5. 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

(1) 計画内容

ア．対象地域

道内全域

イ．対象道路

既設道路及び概ね令和２年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,942㎞に上っている。

ア．第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長7,092㎞〉

イ．第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

〈道路延長3,579㎞〉

ウ．第３次緊急輸送道路ネットワーク

第１次及び第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

〈道路延長271㎞〉

第１４節　　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

基本法第50条第２項に掲げる、災害応急対策は村長が実施する。

2. 輸送の範囲

(1) 被災者を避難させるための輸送
(2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
(3) 応急対策のための必要な人員、資機材等の輸送
(4) 飲料水の確保と運搬給水の輸送
(5) 救援物資等の輸送
(6) その他災害対策本部が行う場合

3. 輸送の方法

(1) 道路輸送

災害時の輸送は、一時的に村の所有する車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、村の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両を借り上げるなど、的確な輸送を行うものとする。

(2) 海上輸送

災害により海上輸送を必要とする場合は、小樽海上保安部に出動を要請し、又は古宇郡漁業協同組合に漁船の借り上げ等、応援を求めるものとする。

(3) 空中輸送

ア．災害により空中輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊等の航空機派遣要請を知

事に要求するものとする。

イ．ヘリコプター離着陸、物資投下の可能地点

資料　　６－１５－３－１

(4) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、第31節「労務供給計画」の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。

4. 輸送費用の支払い

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

(1) 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

(2) 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法廷に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第１５節　　食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 村

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

(2) 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

(3) 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

2. 食料の供給

(1) 村

村は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、村において調達が困難な場合、村長は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 北海道

知事は、村長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により政策統括官から災害救助用米穀を確保し、村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

村及び北海道と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

3. 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第14節「輸送計画」及び第30節「労務供給計画」により措置するものとする。

第１６節　　給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1. 実施責任

(1) 村

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア．個人備蓄の推進

村は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ．生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

ウ．給水資機材の確保

村は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

(2) 北海道

村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関

の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水関始の指導を行う。

2. 給水の実施

(1) 給水の方法

ア．輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ．浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

ウ．家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果､飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

(2) 応援の要請

村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

(3) 給水施設の状況

資料　　６－１７－３－１

第１７節　　衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 村

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、村長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、村長が行うものとする。

ア．物資の調達、輸送

（ア）地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

（イ）地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

（ウ）生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

(2) 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、村における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。村長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

ア．要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

（ア）生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

（イ）被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

2. 実施の方法

(1) 村長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

(2) 知事は村長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

3. 生活必需物資の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

(2) 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（以下、「関係団体」という。）に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。

また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図る。

(3) 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第 71 条第 1 項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保するものとする。

(4) 知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第１８節　　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPG を含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 村

村長は、村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア．地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ．地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ．地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ．ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）及び村長の要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2. 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

(2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核 SS、住民拠点 SS 及び北海道地域サポート SS の営業状況等を把握し､村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

第１９節　　電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

1. 電力施設の状況

(1) 北海道電力株式会社の施設は、次のとおりである。

ア．水力発電設備

イ．火力発電設備

ウ．原子力発電設備

エ．変電設備

オ．送電設備

カ．配電設備

キ．通信設備

(2) 電源開発株式会社北海道支店の施設の状況は、次のとおりである。

ア．水力発電設備

イ．送変電設備

ウ．通信設備

2. 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

3. 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

(1) 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

ア．活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

イ．情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、村及び道に連絡するものとする。

ウ．通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

エ．広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS(Twitter、Facebook)、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

オ．要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が村長を経て知事(後志総合振興局長)に要請するものとする。

カ．資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

キ．応急工事

災害時に伴う応急工事については､恒久的復旧工事と関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 電源開発株式会社北海道支店

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第２０節　　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

1. 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア．施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ．要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ．被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ．住民への広報活動を行う。

(2) 広　報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2. 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア．施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ．要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ．被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ．管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等に

より、排水機能の回復に努める。

オ．処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ．住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第２１節　　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

1. 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地滑り
土石流
火山噴火
崖崩れ
落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防・地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の決壊
航路・泊地の埋没

2. 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア．応急措置の準備

（ア）所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

（イ）災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ．応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ．応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第２２節　　被災宅地安全対策計画

村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1. 危険度判定の実施の決定

村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2. 危険度判定の支援

知事は村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3. 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1)「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

(2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

(3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　分	表　示　方　法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4. 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

(1) 宅地に係る被害情報の収集

(2) 判定実施計画の作成

(3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

(4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5. 事前準備

村及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

(1) 村と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

(2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

(3) 道は村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

(4) 村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

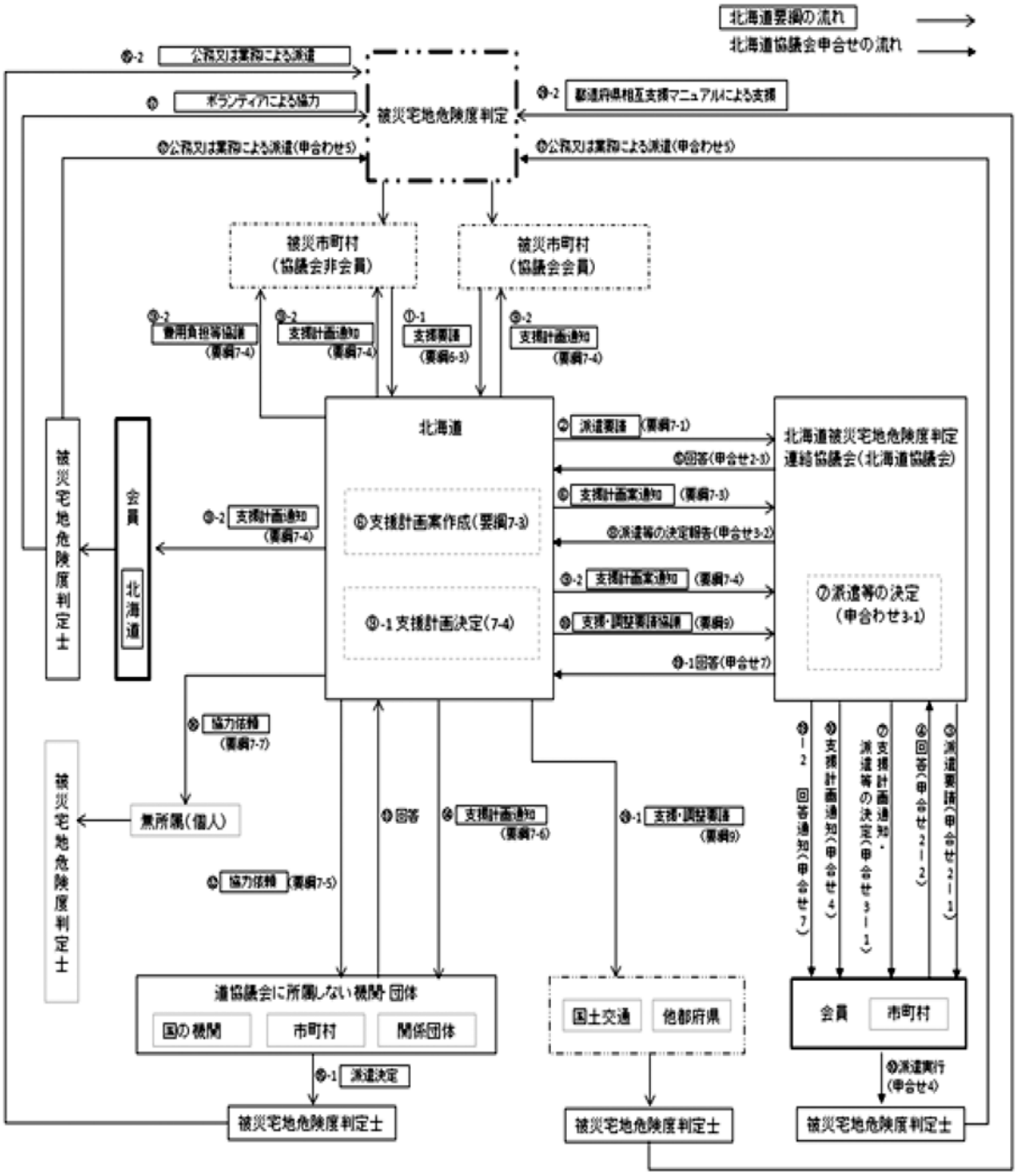

第２３節　　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

(2) 村

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、村長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2. 実施の方法

(1) 避難所

村長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア．入居対象者

原則として、条件に該当していなければならない。

（ア）住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

（イ）居住する住家がない者であること。

（ウ）自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

① 生活保護法の被保護者及び要保護者

② 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ．入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、村が行う。

ウ．応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

エ．応急仮設住宅の建設用地

村及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ．建設戸数（借上げを含む。）

道は村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ．規模、構造、存続期間及び費用

（ア）応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により 2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

（イ）応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

（ウ）費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ．維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、村長に委任する。

ク．運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

ア．応急修理を受ける者

（ア）住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

（イ）自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ．応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ．修理の範囲と費用

（ア）応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

（イ）費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア．災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の 1 以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

（ア）地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

① 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

② 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

③ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

（イ）火災による場合

① 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

② 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

イ．整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

ウ．整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

（ア）入居者資格

① 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること。

② 収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定めらる収入以下者であること。ただし、当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

③ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

（イ）構　造

再度の被災を防止する構造とする。

（ウ）整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

（エ）国庫補助

① 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。但し、激甚災害の場合は 3/4。

② 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5。

3. 資材等の斡旋、調達

(1) 村長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

(2) 道は、村長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

4. 住宅の応急復旧活動

村及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第２４節　　障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に

定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行うものとする。

(2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

(3) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

2. 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3. 障害物の除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4. 除去した障害物の集積場所

(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

(2) 北海道財務局、村及び道は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5. 放置車両の除去

放置車両の除去については、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第２５節　　文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 学校管理者等

ア．防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ．児童生徒等の安全確保

（ア）在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

（イ）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ．施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 村・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は村長が知事の委任により実施する

2. 応急対象実施計画

(1) 施設の確保と復旧対策

ア．応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ．　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

ウ．校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

エ．仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

オ．応急教育の予定施設

資料　　６－２６－２－１

(2) 教育の要領

ア．災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ．特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

（ア）教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

（イ）教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

（ウ）通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

（エ）学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

（オ）教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

ウ．災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

村教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(4) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア．保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ．公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア．給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ．給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ．衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア．校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ．校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ．受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

エ．必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

3. 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

村長

（救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

警察官

海上保安官

2. 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

ア．捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ．捜索の実施

村長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(2) 遺体の処理

ア．対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ．処理の範囲

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

（イ）遺体の一時保存(村)

（ウ）検案

（エ）死体見分(警察官、海上保安官)

ウ．安置場所の確保

村は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(3) 遺体の埋葬

ア．対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

イ．埋葬の方法

（ア）村長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

（イ）身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

(4) 広域火葬の調整等

村は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、村の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

(5) 平常時の規制の適用除外措置

村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第２７節　　家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任

(1) 村

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

(2) 北海道

ア．後志総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ．道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2. 家庭動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3. 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第２８節　　廃棄物等処理計画

災害時によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、第5章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

1. 実施責任

(1) 村

ア．災害廃棄物等の処理は村が行うものとする。なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

イ．被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

(2) 北海道

ア．後志総合振興局長は、村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。

イ．道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2. 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

村長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、村長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、村長は、損壊家屋の解体を実施するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公

共団体への協力を要請を行うものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行うものとする。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア．環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ．移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ．前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第２９節　　災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、災害ボランティアセンターの設置・運営については、「泊村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

1. ボランティア団体・ＮＰＯの協力

村、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・ＮＰＯからの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

2. ボランティアの受入れ

村、道、社会福祉協議会及び関係団体は相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向けボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3. ボランティア団体・ＮＰＯの活動

ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

(2) 炊出し、その他の災害救助活動

(3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助

(4) 清掃及び防疫

(5) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び仕分け・配分

(6) 被災建築物の応急危険度判定

(7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

(8) 災害応急対策事務の補助
(9) 救急・救助活動
(10) 医療・救護活動
(11) 外国語通訳
(12) 非常通信
(13) 被災者の心のケア活動
(14) 被災母子のケア活動
(15) 被災動物の保護・救助活動
(16) ボランティア・コーディネート

4. ボランティア活動の環境整備

村、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

村及び社会福祉協議会は、村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道は、これらの取組が推進されるよう村及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、村と社会福祉協議会が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第３０節　　労務供給計画

村及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1. 供給方法

(1) 村長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、岩内公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
(2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
ア．職業別、所要労働者数
イ．作業場所及び作業内容
ウ．期間及び賃金等の労働条件
エ．宿泊施設等の状況
オ．その他必要な事項
(3) 岩内公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

2. 賃金及びその他の費用負担

(1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
(2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第３１節　　職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定により又は村長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1. 要請権者

村長又は村の委員会若しくは委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は村長に予め協議しなければならない。

2. 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
ア．派遣を要請する理由
イ．派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ．派遣を必要とする期間
エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ．前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
ア．派遣のあっせんを求める理由
イ．派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ．派遣を必要とする期間
エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ．前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3. 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。
但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。
また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員

については地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第３２節　　災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

1. 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（後志総合振興局長）が行う。

ただし、村長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2. 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

<table>
<tr><th>適用基準</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">被害区分
市町村の人口</th><th>市町村単独の場合</th><th>相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）</th><th rowspan="2">被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合</th></tr>
<tr><th>住家滅失世帯数</th><th>住家滅失世帯数</th></tr>
<tr><td>5,000人未満</td><td>30</td><td>15</td><td rowspan="7">市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。</td></tr>
<tr><td>5,000人以上
15,000人未満</td><td>40</td><td>20</td></tr>
<tr><td>15,0000人以上
30,0000 人未満</td><td>50</td><td>25</td></tr>
<tr><td>30,000人以上
50,000人未満</td><td>60</td><td>30</td></tr>
<tr><td>50,000人以上
100,000人未満</td><td>80</td><td>40</td></tr>
<tr><td>100,000人以上
300,000人未満</td><td>100</td><td>50</td></tr>
<tr><td>300,000人以上</td><td>150</td><td>75</td></tr>
</table>
</td><td>1. 住家被害の判定基準
・滅失：全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損傷が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。
・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
2. 世帯の判定
(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</td></tr>
</table>

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

3. 救助法の適用手続き

(1) 村

ア．村長は、村における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告しなければならない。

イ．災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 北海道

後志総合振興局長は、村長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、後志総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、後志総合振興局長を経由して、村に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

4. 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

村において救助法が適用された場合、知事は、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を村において実施するものとする。

なお、知事は、村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後３ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて２年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	７日以内	市町村
飲料水の供給	７日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市町村
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から７日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	３日以内	市町村
住宅の応急修理	１か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等　１か月以内 文房具等　15 日以内	市町村 市町村
埋葬	10 日以内	市町村
死体の捜索	10 日以内	市町村
死体の処理	10 日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5. 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第７章　　地震災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、本計画の別冊である「地震・津波防災計画編」による。

第８章　　原子力災害対策計画

北海道電力株式会社が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防止対策に関する計画は、「泊発電所周辺地域原子力防災計画」の定めるところによる。

第９章　　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第１節　　海上災害対策計画（海難対策計画）

1. 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2. 災害予防

村及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア．船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合

（ア）気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（イ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアル作成等、応急体制を整備するものとする。

（ウ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

（エ）船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

イ．村（消防機関）、北海道運輸局、第一管区海上保安部、北海道、北海道警察

（ア）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

（イ）海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

（ウ）職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

（エ）海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

（オ）海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

（カ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるもの

とする。

（キ）船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

① 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

② 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

（ク）法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

① 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備

② 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

③ 漁船乗務員の養成と資質の向上

④ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

⑤ 海難防止に対する意識の高揚

3. 災害応急対策

(1) 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア．情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は下図のとおりとする。

情報通信連絡系統図

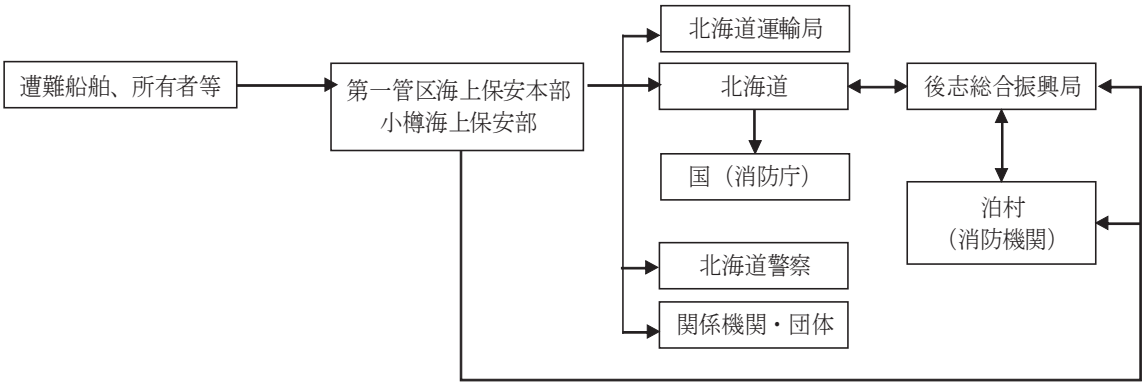

イ．実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 広域海難発生時の広報

第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア．実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、小樽海上保安部、村（消防機関）、北海道、北海道警察

イ．実施事項

（ア）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

① 海難の状況
② 家族等の安否情報
③ 医療機関等の情報
④ 関係機関の応急対策に関する情報
⑤ その他必要な事項

（イ）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

① 海難の状況
② 旅客及び乗組員等の安否情報
③ 医療機関等の情報
④ 関係機関の応急対策に関する情報
⑤ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア．泊村

村長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．北海道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ．防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ．災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第6章第9節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

ア．実施事項

（ア）小樽海上保安部（海上保安庁法第 5 条）

① 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

② 船舶交通の障害の除去に関すること。

③ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

④ 警察庁及び北海道警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

（イ）泊村（基本法第 62 条、水難救護法第 1 条）

① 遭難船舶を認知した村は、小樽海上保安部及び岩内警察署に連絡するとともに、村計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

② 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

（ウ）北海道警察、岩内警察署（水難救護法第 4 条）

警察官は、救護の事務に関し、村長を助け、村長が現場にいない場合は、村長に代ってその職務を行うこと。

（エ）漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

（オ）水難救難所（道内に 107 カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第 6 章第 10 節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について村等各関係機関は、第 6 章第 27 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、第 6 章第 13 節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第6章第6節により実施するものとする。

(11) 広域応援

村及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第 6 章第 7 節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第２節　海上災害対策計画（流出油等対策計画）

1. 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、危険物等の流出等による災害対策については第９章第６節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

2. 災害予防

村及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 関係行政機関の共通実施事項(北海道開発局、北海道運輸局、小樽海上保安部、北海道、北海道警察、村(消防機関))

ア．迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ．災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ．職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ．災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ．災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

カ．関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 村（消防機関）の実施事項

ア．油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ．大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ．船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

（ア）荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

（イ）消火器具の配備。

（ウ）油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。

（エ）立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ．入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(3) 船舶所有者等、漁業協同組合の実施事項

ア．気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ．職員非常参集体制は、応急活動のためのマニュアル作成等、応急体制を整備するものと

する。

ウ．災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

エ．関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3. 災害応急対策

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア．情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は下図のとおりとする。

情報通信連絡系統図

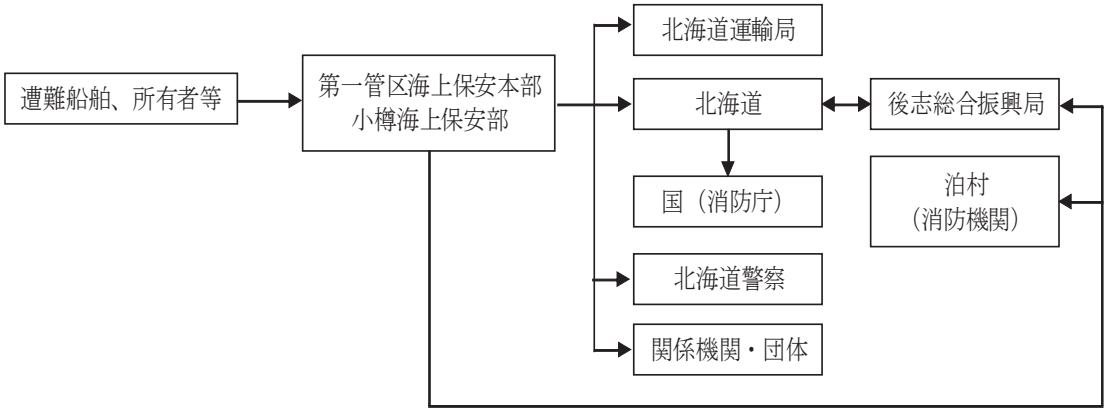

イ．実施事項

村及び関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第6章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア．実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、小樽海上保安部、村(消防機関)、北海道、北海道警察

イ．実施事項

（ア）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

① 油等大量流出事故災害の状況

② 関係機関の災害応急対策に関する情報

③ 海上輸送復旧の見通し
④ 避難の必要性等、地域に与える影響
⑤ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア．泊村

村長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ．災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

ア．事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部又は小樽海上保安部に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

イ．泊村（消防機関）、北海道

（ア）北海道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供するものとする。

（イ）油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は、火災状況等の情報収集に努め、小樽海上保安部の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第6章第6節により実施するものとする。

(9) 広域応援

道、村及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応

急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(10) 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第6章第29節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第３節　　航空災害対策計画

1. 基本方針

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2. 災害応急対策

(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア．情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は下図のとおりとする。

イ．実施事項

（ア）村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）村及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）村及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア．被災者の家族等への広報

村（消防機関）及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（ア）航空災害の状況
（イ）家族等の安否情報
（ウ）医療機関等の情報
（エ）関係機関の災害応急対策に関する情報
（オ）その他必要な事項

イ．旅客及び地域住民等への広報

村（消防機関）及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア）航空災害の状況
（イ）旅客及び乗務員等の安否情報
（ウ）医療機関等の情報
（エ）医療機関の災害応急対策に関する情報
（オ）避難の必要性等、地域に与える影響
（カ）その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 村

村長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4. 捜索活動

航空機の捜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5. 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第6章第9節「救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

6. 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第6章第10節「医療救護計画」に定めにより実施る。

7. 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 消防機関

ア. 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ. 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

村等各関係機関は、第6章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9. 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 村及び道は、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第6章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第6章第28節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第6章6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11. 広域応援

村、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

情報通信連絡系統図

（1）発生地点が明確な場合

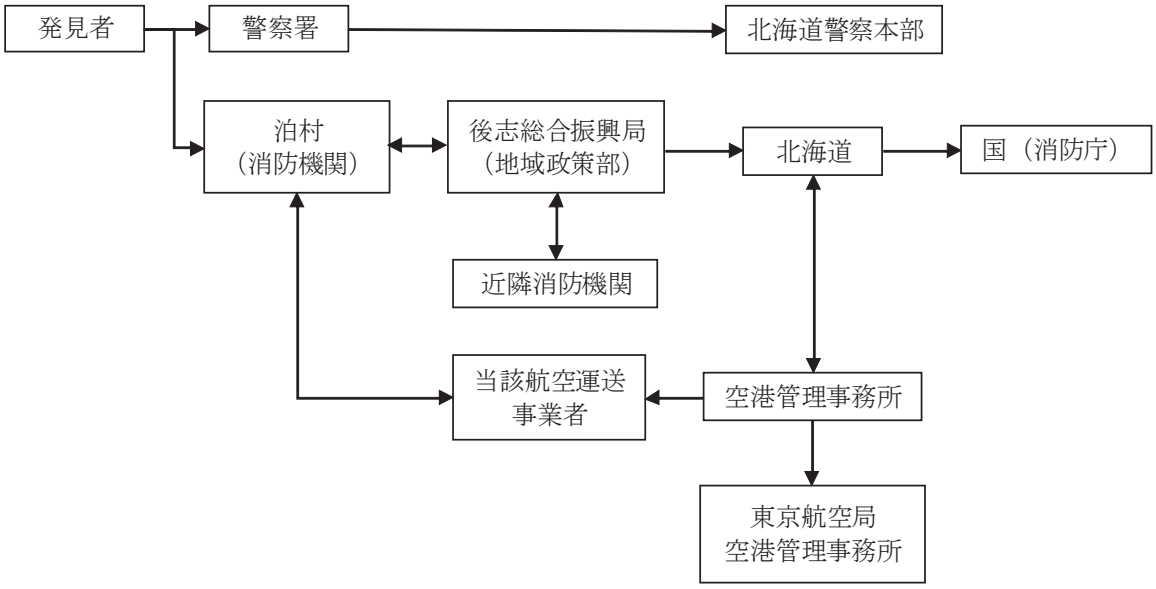

（2）発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

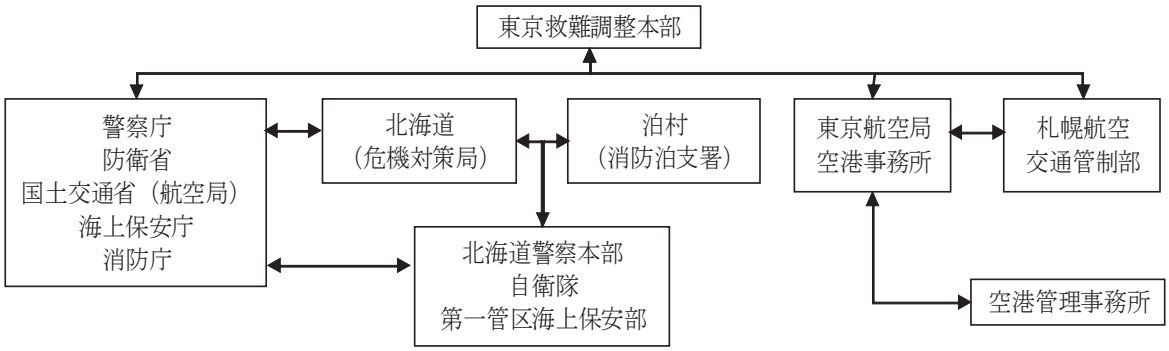

（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

第４節　　道路災害対策計画

1. 基本方針

道路構造物の被災における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2. 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア．道路管理者

（ア）トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

（イ）道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

（ウ）道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

（エ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（オ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずるものとする。

（カ）道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

（キ）道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

（ク）道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

イ．北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

3. 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア．情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ．実施事項

（ア）村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）村及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）村及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア．実施機関

道路管理者、村(消防機関)、北海道、北海道警察

イ．実施事項

（ア）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

・道路災害の状況
・家族等の安否情報
・医療機関等の情報
・関係機関等の災害応急対策に関する情報
・その他必要な事項

（イ）道路利用者及び地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

・道路災害の状況
・被災者の安否情報
・医療機関等の情報
・関係機関の災害応急対策に関する情報
・施設等の復旧状況
・避難の必要性等、地域に与える影響
・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア．村

村長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施す

る。

ウ．災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第6章第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア．道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ．消防機関

（ア）消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

（イ）消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

村等各関係機関は、第6章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア．北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

イ．道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

村・道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア．道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ．関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ．類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ．災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

情報通信連絡系統図

1．国の管理する道路の場合

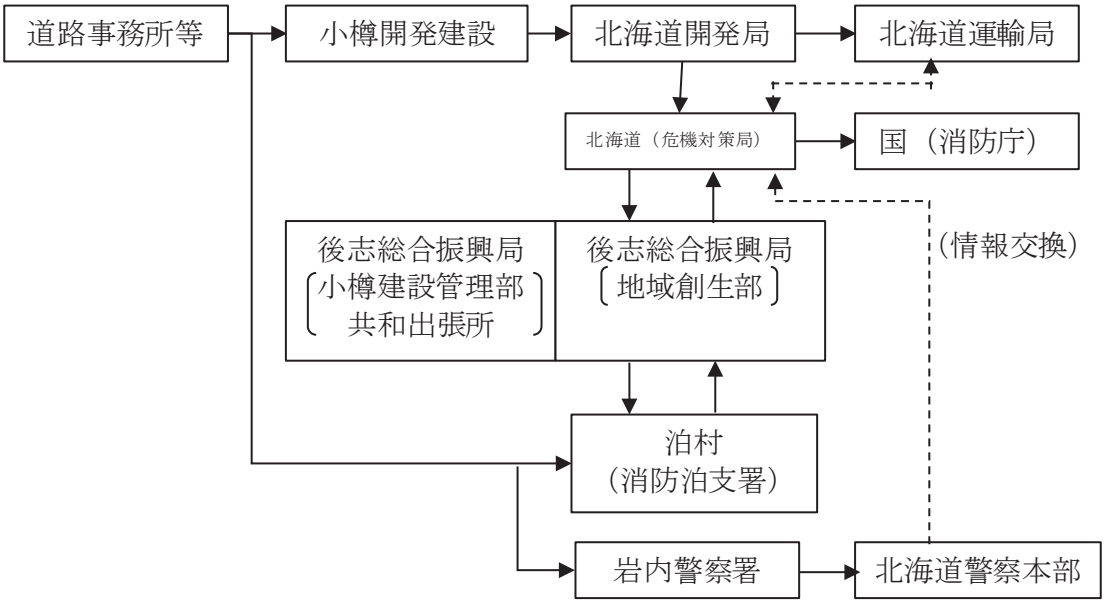

2. 管理する道路の場合

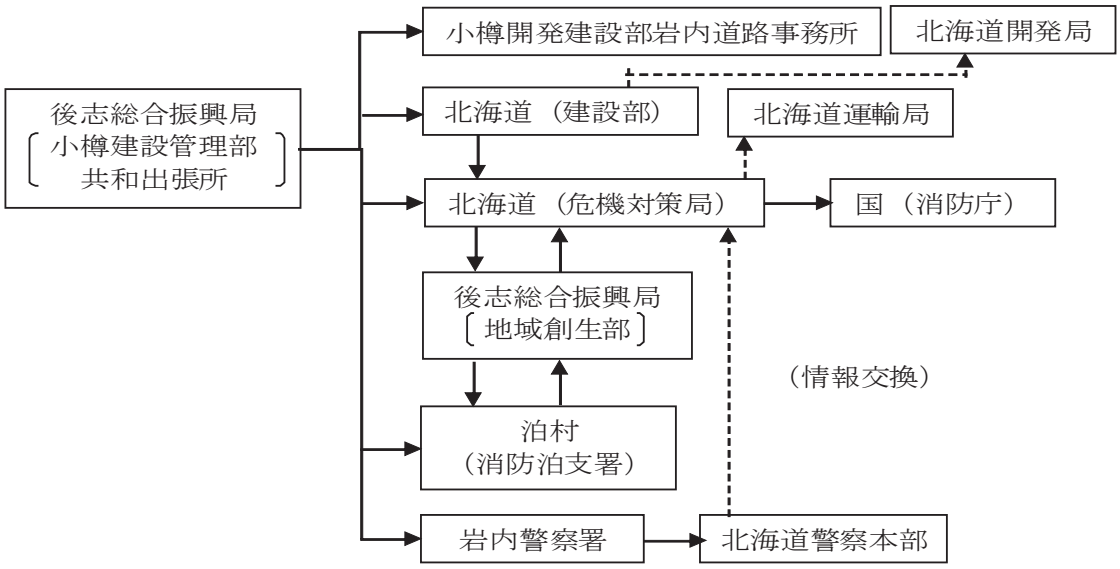

3. 管理する道路の場合

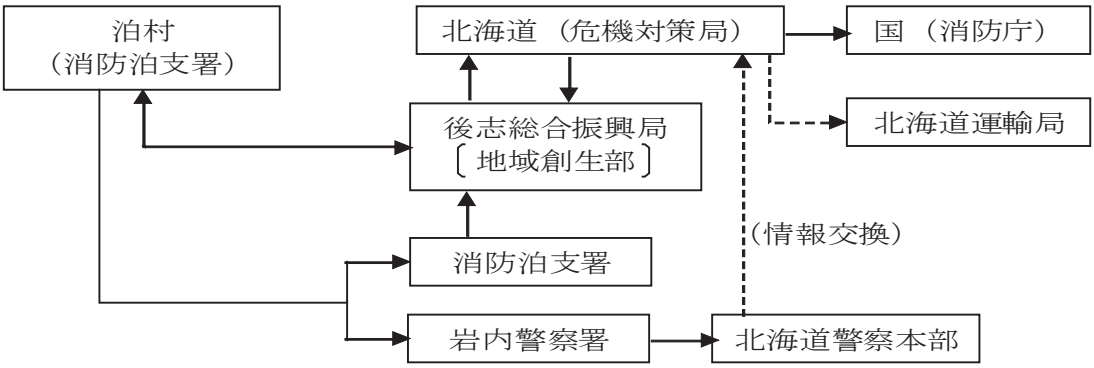

第５節　危険物等災害対策計画

1. 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する、予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第９章第１節「海上災害対策計画」、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については、「原子力防災計画編」の定めるところによる。

2. 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年７月24日法律第186号）第２条第７項に規定されているもの。

《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年５月４日法律第149号）第２条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年６月７日法律第204号）第２条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第２条に規定されているもの。

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年６月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

3. 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア．事業者

（ア）消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ．北海道、消防機関

（ア）消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ．北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア．事業者

（ア）火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

イ．北海道産業保安監督部

（ア）火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

（ウ）事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

（エ）事業者の予防対策について監督、指導する。

ウ．北海道

（ア）火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

（ウ）事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ．北海道警察

（ア）火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

（イ）火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

（ウ）火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は、火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

オ．消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア．事業者

（ア）高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

イ．北海道産業保安監督部

（ア）高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）事業者の予防対策について監督、指導する。

ウ．北海道

（ア）高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

（ウ）高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

エ．北海道警察

（ア）人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

（イ）高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

オ．消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア．事業者

（ア）毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ．北海道

（ア）毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ．北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

エ．消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア．事業者

（ア）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ．消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ．北海道警察

（ア）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

（イ）放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4. 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア．情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ．実施事項

（ア）関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第6章第3節「災害広報・情報

提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア．実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

イ．実施事項

（ア）被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

・災害の状況
・被災者の安否情報
・危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
・医療機関等の情報
・関係機関の実施する応急対策の概要
・その他必要な事項

（イ）地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は有線告知放送・広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

・災害の状況
・被害者の安否情報
・危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
・医療機関等の情報
・関係機関の実施する応急対策の概要
・避難の必要性等、地域に与える影響
・その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア．泊村

村長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア．事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ．危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア．事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ．消防機関

（ア）事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

（イ）消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

村等各関係機関は、第6章第9節「救助救出計画」及び第6章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、村等関係機関は、第6章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第6章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(10) 広域応援

村・道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(別記)　　情報通信連絡系統図

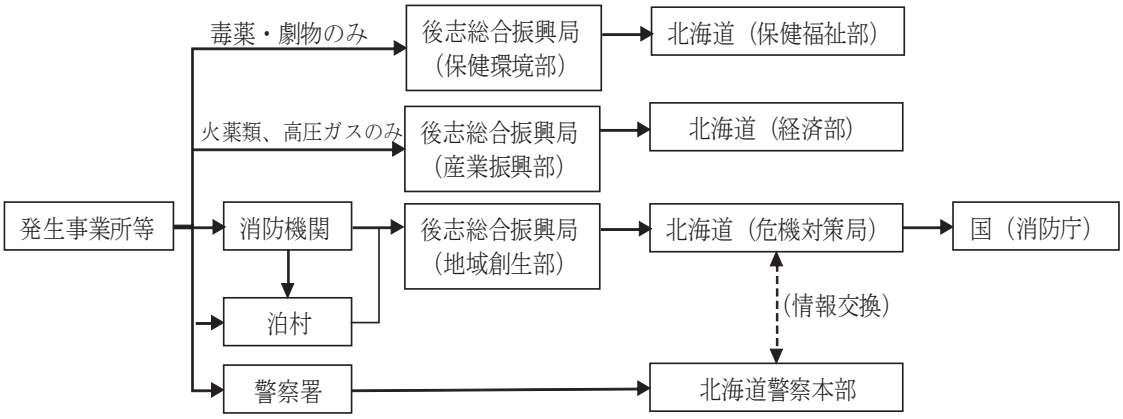

第６節　大規模停電災害対策計画

1. 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2. 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア．村及び防災関係機関

（ア）災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の提携を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

（イ）非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

（ウ）住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

（エ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

（オ）関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

イ．病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3. 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア．情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記１のとおりとする。

イ．実施事項

（ア）村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）村及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）村及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第6章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア．実施機関

村、北海道、北海道警察、北海道電力（株）

イ．実施事項

村は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

（ア）停電及び停電に伴う災害の状況

（イ）関係機関の災害応急対策に関する情報

（ウ）停電の復旧の見通し

（エ）避難の必要性等、地域に与える影響

（オ）その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア．村

村長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ．北海道電力（株）

（ア）電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講じるものとする。

（イ）早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を召集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

（ウ）大規模な災害が発生し北海道電力（株）単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

エ．消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（ア）エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

（イ）火災発生に対する迅速な消火活動

（ウ）医療機関との連携による円滑な救急搬送

オ．医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第6章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(4) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パ

トロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を図るものとする。

(5) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(6) 応急電力対策

北海道電力（株）は、村や道等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難所施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。また、村及び関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設等を解放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(7) 給水対策

村は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(8) 石油類燃料の供給対策

村は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第6章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

知事法令で定める者は、第6章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(10) 広域応援

村、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1　情報通信連絡系統図

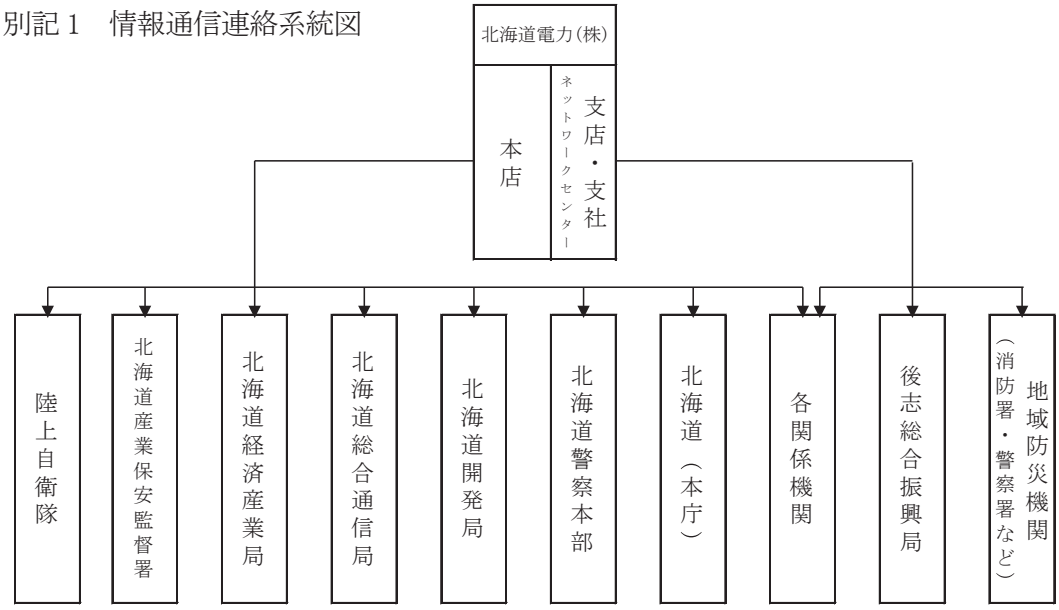

※上記のほか、北海道電力（株）と北海道の管理職によるホットラインを設置

第７節　大規模な火事災害対策計画

1. 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し､又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2. 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 村、消防機関

ア．大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

イ．火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

ウ．予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

エ．防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

オ．防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

カ．自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

キ．消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

ク．消防体制の整備

消防職(団)員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

ケ．防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災

害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

コ．火災警報

村長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が別表に掲げる火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

3. 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア．情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ．実施事項

（ア）村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）村及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）村及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対集の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第6章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア．被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（ア）災害の状況

（イ）家族等の安否状況

（ウ）医療機関等の情報

（エ）関係機関の実施する応急対策の概要

（オ）その他必要な事項

イ．地域住民等への広報

村及び防災関係機関は、報道機関を通じ、又は有線告知放送・広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア）災害の状況

（イ）被災者の安否情報

（ウ）医療機関等の情報

（エ）関係機関の実施する応急対策の概要

（オ）避難の必要性等、地域に与える影響

（カ）その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア．泊村

村長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．北海道

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ．防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ．災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア．現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ．避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ．消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

村等関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

村等各関係機関は、第6章第9節「救助救出計画」及び第6章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、村等各関係機関は、第6章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第6章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(9) 広域応援

村・道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

4. 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、村及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第 10 章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

（別記１）

情報通信連絡系統図

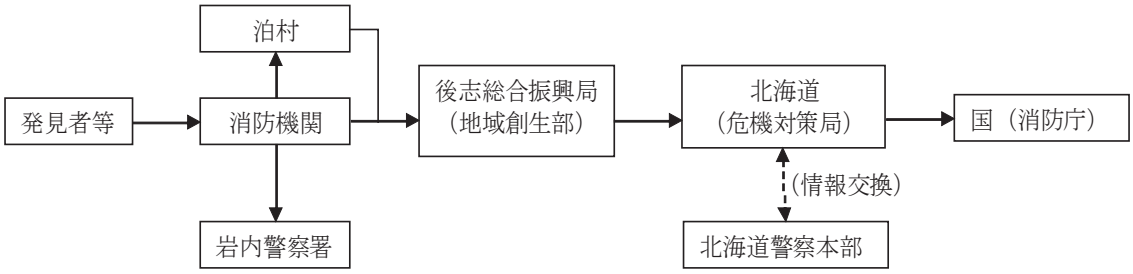

（別表）

発表官署	地域名	通　報　基　準
札幌管区気象台	後志地方	実効湿度 70%以下で最小湿度 40%以下、最大平均風速 14m/s 以上のとき

第８節　　林野火災対策計画

1. 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2. 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、村、国、道及び関係機関は、次により対策を講ずるものとする。

ア．北海道森林管理局、北海道、村

北海道森林管理局、北海道、村は次の事項を実施するものとする。

（ア）一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

・タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

・入林の承認申請や届出等について指導する。

・火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

・観光関係者による予防意識の啓発を図る。

（イ）火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

・森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び村条例の規定に基づく村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

・火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

・火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

・火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

（ウ）消火資機材等の整備

・林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

・ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ．森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

（ア）入林者に対する防火啓発

（イ）巡視

（ウ）無断入林者に対する指導

（エ）火入れに対する安全対策

ウ．林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

（ア）火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置。

（イ）火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備。

（ウ）林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ．自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

（ア）演習地出入者に対する防火啓発

（イ）演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

（ウ）危険区域の標示

（エ）防火線の設定

（オ）巡視員の配置

オ．バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

（ア）路線の巡視

（イ）ポスター掲示等による広報活動

（ウ）林野火災の巡視における用地の通行

（エ）緊急時における専用電話の利用

(2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

ア．地区協議会

総合振興局又は振興局区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会が推進する。

イ．村の組織

村の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア．火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。

火災気象通報基準

発表官署	地域名	通　報　基　準
札幌管区気象台	後志地方	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは平均風速 13m/s 以上と予想される場合

イ．伝達系統

火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。

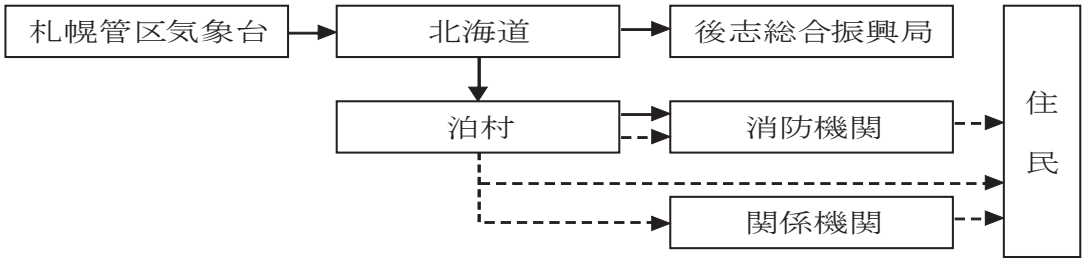

--►は村長が火災に関する警報を発した場合

（ア）北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを後志総合振興局及び泊村へ通報するものとする。

（イ）村

通報を受けた村は、消防機関へ通報するものとする。

また、村長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した村は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

（ウ）関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

3. 応急対策

(1) 情報通信

ア．情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

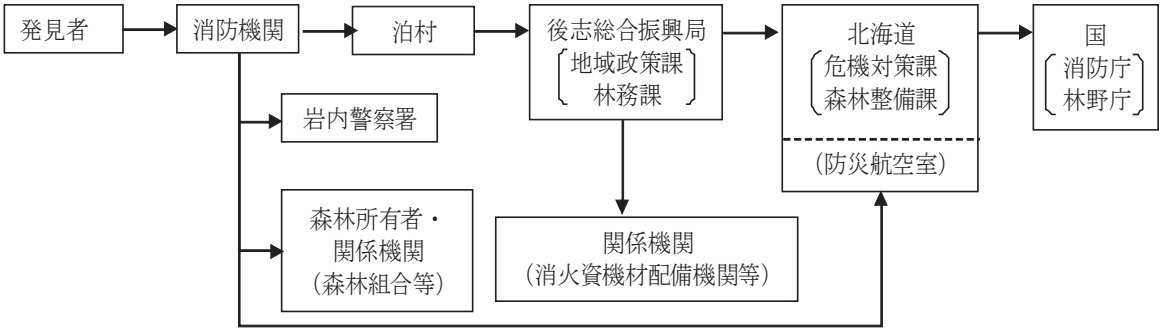

イ．実施事項

（ア）村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）村及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）村及び関係機関は、相互に密接な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（エ）村及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、村及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第 6 章第 3 節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次に実施するものとする。

ア．被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（ア）災害の状況

（イ）家族等の安否情報

（ウ）医療機関等の情報

（エ）関係機関の実施する応急対策の概要

（オ）その他必要な事項

イ．地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は有線告知放送・広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア）災害の状況

（イ）被災者の安否情報

（ウ）医療機関等の情報

（エ）関係機関の実施する応急対策の概要

（オ）避難の必要性等、地域に与える影響

（カ）その他必要な事項

⑶ 応急活動体制

ア．村

村長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ．北海道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ．防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ．災害対策現地合同本部の設置

村及び関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

⑷ 消防活動

消防活動は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

ア．林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ．住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第6章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

⑸ 避難措置

村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難対策計画」の定め

るところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

北海道警察本部等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第 6 章第 13 節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第 6 章第 6 節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(8) 広域応援

村、道及び消防機関は災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第 6 章第 7 節「広報応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第１０章　　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市町村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するための特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第１節　　災害復旧計画

1. 実施責任者

指定地方行政機関の長、村長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

村は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

2. 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア．河川
イ．海岸
ウ．砂防設備
エ．林地荒廃防止施設
オ．地すべり防止施設
カ．急傾斜地崩壊防止施設
キ．道路
ク．港湾
ケ．漁港
コ．下水道
サ．公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 空港施設災害復旧事業計画
(7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(9) 学校教育施設災害復旧事業計画
(10) 社会教育施設災害復旧事業計画
(11) その他の災害復旧事業計画

3. 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね「事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

「事業別国庫負担等一覧」　資料　９－１－３－１

4. 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、村及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第２節　　被災者援護計画

1. 罹災証明書の交付

(1) 村

ア．村は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ．村長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ．村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(2) 消防機関

ア．村長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

イ．消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象と

されている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2. 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア．村長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ．被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 村長が台帳情報を本村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
12. 11の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
13. 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
14. その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項

ウ．村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ．村長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア．村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

（ア）本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（イ）村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

（ウ）他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ．台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を

村長に提出しなければならない。

（ア）申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（イ）申請に係る被災者を特定するために必要な情報

（ウ）提供を受けようとする台帳情報の範囲

（エ）提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

（オ）その他台帳情報の提供に関し、村長が必要と認める事項

ウ．村長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節２の（2）のス）を含めないものとする。

3. 融資・貸付等による金融支援

被災した村民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

(1) 生活福祉資金

(2) 母子父子寡婦福祉資金

(3) 災害援護資金貸付金

(4) 災害弔慰金

(5) 災害障害見舞金

(6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）

(7) 災害復興住宅資金

(8) 農林漁業セーフティネット資金

(9) 天災融資法による融資

(10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））

(11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）

(12) 造林資金

(13) 樹苗養成施設資金

(14) 林道資金

(15) 主務大臣指定施設資金

(16) 共同利用施設資金

(17) 備荒資金直接融資資金

(18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」

(19) 勤労者福祉資金

(20)「被災者生活再建支援法」に基づく支援

資料　９－２－３－１　応急金融の大要

4. 災害義援金の募集及び配分

(1) 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海

道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

(2) 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則の定めるところによる。

（参考資料１）

第１２類　防　災

第１章　災害対策

○泊村防災会議条例

（昭和 37 年 12 月 25 日
条例第 11 号）

改正　昭和 52 年 3 月 11 日条例第 2 号　昭和 62 年 6 月 18 日条例第 12 号
平成 5 年 4 月 27 日条例第 12 号　平成 12 年 3 月 14 日条例第 7 号
平成 20 年 11 月 21 日条例第 18 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、泊村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　泊村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、村長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者

（２）　北海道の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者

（３）　北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者

（４）　村長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署長及び岩内・寿都地方消防組合泊消防団長

（７）　指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

６　前項の委員の定数は、25 人以内とする。

７　第５項第７号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、泊村の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 52 年 3 月 11 日条例第 2 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 62 年 6 月 18 日条例第　号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 5 年 4 月 27 日条例第 12 号）
この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
附　則（平成 12 年 3 月 14 日条例第 7 号）
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 20 年 11 月 21 日条例第 18 号）
この条例は、平成 20 年 11 月 21 日から施行する。

（参考資料２）

○泊村災害対策本部条例

（昭和 37 年 12 月 25 日
条　例　第　１２　号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、泊村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

２　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　班に班長を置き、災害対策本部長の指（令）名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　班長は班の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参考資料３）

泊村防災会議委員名簿

委員区分	機関名	役職名
会長		泊村長
１号委員	小樽海上保安部	部長
	小樽開発建設部 岩内道路事務所	所長
	後志森林管理署	署長
	計　３名	
２号委員	北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室	室長
	北海道後志総合振興局 地域創生部地域政策課	主幹
	北海道後志総合振興局 小樽建設管理部共和出張所	所長
	計　３名	
３号委員	札幌方面岩内警察署	署長
４号委員	泊村	副村長
	〃	総務課長
	〃	財政課長
	〃	建設水道課長
	〃	住民生活課長
		保健福祉課長
	〃	産業課長
	計　７名	
５号委員	泊村教育委員会	教育長
６号委員	岩内・寿都地方 消防組合泊消防団	団長
	岩内・寿都地方 消防組合消防署泊支署	支署長
７号委員	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	災害対策室長
	北海道電力㈱岩内営業所	所長
	日本通運㈱小樽支店 物流センター	所長
	社団法人　岩内古宇郡医師会	会長
	計　４名	
合計　２２名		

泊 村 地 域 防 災 計 画 （ 本　　編 ）

沿　革	昭和６３年１０月	・・・	作成
	平成　６年　４月	・・・	一部修正
	平成２２年　３月	・・・	全面修正
	平成２８年　６月	・・・	全面修正
	令和　２年　３月	・・・	一部修正

泊 村 地 域 防 災 計 画 （ 本 編 ）
発　行　　令和２年３月
発　行　人
泊　　村　　防　　災　　会　　議
【　事　務　局　】
泊村役場企画振興課

問い合わせ先：
〒045－0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191－7
TEL　0135－75－2877
FAX　0135－75－3168